

事故災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

第1 防災体制の整備計画

活動項目
1 情報通信施設の整備
2 市民に対する情報伝達の整備

担当	責任者	総務部長
		市長公室長、消防長
	課	防災対策課、広報戦略課、警防課（各署所）
	関係機関	県防災・危機管理課、NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ茨城支店、JWAY

1 情報通信施設の整備

市の無線通信施設・設備の状況は次のとおりである。

(1) 日立市防災行政無線（固定系）

市民への速やかな情報提供を行うため、屋外拡声子局（放送塔）及び戸別受信機の整備を行う。

屋外放送塔については、沿岸部を中心に増設を推進するとともに、機器類の整備を行うなど不感地区解消を図る。戸別受信機についても、受信試験や機器類の整備を行い、不感地区解消を図っていくものとする。

【親局】	【遠隔制御装置】
防災対策課	消防本部警防課指令室

※ 防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧（資料編 資料 3-8）

(2) 無線機・デジタル資機材

情報収集と伝達機能のより一層の強化を図るため、I P 無線等の無線機やタブレット端末・公衆無線 LAN 設備等のデジタル資機材を導入し、市内の消防、警察、防災関係機関はもとより市内の主な施設、指定避難所、自主防災組織等を結び、映像や音声により正確な情報収集と伝達及び災害の迅速な対応を行う。

※ I P 無線整備状況一覧（資料編 資料 3-7）

(3) 衛星電話

市内の山間部等においては、通信手段の確保のため衛星電話を配備する。

(4) 消防通信

消防本部、消防署、出張所に消防無線及び救急無線が整備されており、市内全域が通信範囲に入るため、災害通信として活用できる。

市内全域が通信範囲に入るので、災害通信として活用することができる。

※ 市消防無線及び救急無線整備状況一覧（資料編 資料 9-8）

2 市民に対する情報伝達の整備

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

市民に対する災害時の情報の伝達は、防災行政無線による広報を中心とする。

同時に拡声器付広報車による広報を実施するが、交通途絶時においては、広報活動の範囲が限定されるおそれがある。

迅速かつ正確な災害情報及び避難指示等の伝達を行うため、防災行政無線の整備を図り、デマを防ぎパニック防止に努める。

また、テレビ、ラジオ、新聞、携帯電話（エリアメール）等の多様な広報媒体を通じた適切な情報提供を実施する。

コミュニティFMやケーブルテレビなど市域に固有の広報媒体との連携強化を図り、市民へのPRを促進する。

さらに、要配慮者（特に聴覚障害者）をはじめとする市民に対し、登録者に対して、携帯電話にメールを一齐送信するシステムを活用するなど環境整備を行う。

※ 災害時における緊急放送の要請に関する協定書 （資料編 資料2-10）

第2 防災施設、資機材等の整備計画

活動項目	
1	備蓄体制の整備
2	避難施設の整備
3	ヘリコプター緊急離着陸場の確保

担 当	責任者	総務部長
		都市建設部長、消防長、保健福祉部長、教育長（教育部長）
	課	防災対策課、都市整備課、公共建築課、警防課、予防課、国民健康保険課、学校施設課
	関係機関	各項目に記載

1 備蓄体制の整備

(1) 事故災害発生を想定した備蓄の推進

事故災害時の応急対策においては、火災や倒壊等により住宅を失った市民のための災害救助用食糧や避難所等で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。

しかし災害時には、平常時には予想のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。

道路の混乱がおさまリ、流通機構がある程度回復し、また、他の地域からの救援物資が到着するまでの間（発災後3日間を目処とする。）の必要分について、あらかじめ自力で確保できる目処をつけておく必要がある。

(2) 防災備蓄倉庫の整備

食糧、水、応急対策用資機材等の備蓄場所として、災害時の避難場所として指定している小・中学校や交流センター等に、食糧、水、防災資機材、生活必需品を備蓄する防災備蓄倉

第1章 災害予防計画
第1節 防災体制の整備計画

庫を整備する。

※ 防災備蓄倉庫一覧、備蓄品一覧 （資料編 資料 11-2、資料 11-3）

(3) 備蓄物資の充実

ア 水・食糧

水・食糧は、発生後3日目までは「自力でしのげる」だけ備えるため、防災備蓄倉庫に備蓄するとともに、卸売業者、大規模小売店等と協定を結び、流通在庫備蓄の強化に努める。

イ 生活必需品等

避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等についても、防災備蓄倉庫に備蓄をするほか、流通在庫備蓄を進める。

ウ 給食用資機材の整備

給食は、今後とも炊き出し等のための炊飯設備等の整備を図る。

エ 給水用資機材の整備

浄水機等給水用資機材の整備、充実を図る。

(4) 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時からコミュニケーションの強化に努める。

2 避難施設の整備

(1) 避難場所等の役割・機能

事故災害発生時は、高齢者、障害者等の要配慮者をまず一時的に安全避難させた上で、地域ぐるみの災害活動に全力を尽くすものとし、その結果、幸いに鎮静化の方向に向かえば、必ずしも指定緊急避難場所に移動する必要はない。

そうした観点から、それぞれの施設に要請される第一義的な要件を整理する。

「一時避難場所」は、各地域において、日常的に身近な施設であり、距離的にも比較的至近であること。

「指定緊急避難場所」は広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全、生命を一時的に守りえる性能を持っていること。

「避難所」は、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や、住宅の損壊により生活の場が失われた場合、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設である。

(2) 避難場所等の整備

ア 一時避難場所の整備

①整備基準

- | |
|---|
| a 地域ぐるみの防災活動の拠点 |
| b 地域への情報伝達の拠点 |
| c 防災活動を行う場合の高齢者、乳幼児、児童、病人等の配慮者に対し一時的な安全を確保するための避難待機場所 |
| d 指定緊急避難場所へ適切に二次避難するための集結地点 |

②指定の目安

第1章 災害予防計画
第1節 防災体制の整備計画

- a 耐災害性に比較的に優れていること（耐倒壊、耐火、耐水害等）
- b ある程度のオープンスペースが確保（10,000 m²以上）されている公園、緑地等とすること
- c なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- d 情報の伝達上の便利が得やすいこと
- e なるべく指定緊急避難場所を兼ねられる施設であること
- f なるべく公共施設であること
- g 町丁目単位で検討し、到達距離は1 km以内とすること
- h 空地の面積は、概ね1,000 m²以内とすること
- i 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

イ 指定緊急避難場所の整備

①整備基準

指定緊急避難場所については、次の目安にしたがって適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図る。

- a 安全な有効面積を確保することができる学校、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とすること
- b 有効面積は、利用可能な避難空間として、1人当たり2 m²以上を確保すること
- c 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していること
- d 大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること
- e 大火幅射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れていること
- f 町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、到達距離は2 km以内とすること
- g なるべく公共施設であること
- h 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

※ 指定緊急避難場所一覧表 （資料編 資料4-2）

ウ 指定避難所

①指定の現況

災害時の指定避難所として、市内の小中学校及び県立高校・事業所等の施設を指定し、必要な整備・改修を図る。

指定避難所予定施設指定目安

- a 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
- b 被災者の現住地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること
- c 情報の伝達上の便利が得やすいこと
- d 耐災害性に比較的に優れていること（耐倒壊、耐火、耐水害等）
- e なるべく公共施設であること
- f 土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等の指定を受けていないこと

②指定避難所の決定、変更、解除

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

開設する指定避難所の決定は、被災者、被災地域の状況及び設置予定施設の被害の状況に応じて本部長が行う。

指定避難所が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合又は指定避難所として適さなくなった場合には速やかに指定避難所の変更を行い、指定避難所の解除を行う。

③指定避難所予定施設の鍵の保管等

指定避難所予定施設の各管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し、開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底しておく。

また、本部長は指定避難所開設の際、迅速な開設が行えるよう、各指定避難所施設の予備鍵を原則として保管し、その場所、災害時の利用方法等を周知徹底しておく。

※ 指定避難所一覧表 （資料編 資料4-1）

※ 避難所運営マニュアル （資料編 資料4-7）

エ 整備目標

災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として、資料編 資料のとおり指定し、引き続き必要な整備・改修を進めていく。

なお、整備・改修については、次の点に留意し、進める。

- ①指定避難所として開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に設置する。
- ②指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③指定避難所における備蓄倉庫、救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- ④指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ⑤避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者や女性に対応するための、必要物資の備蓄、水槽などの水利施設等、様々な生活施設（空調、洋式トイレ）、設備（スロープ、更衣室、授乳室、間仕切り等）の整備やケア策の充実に努める。

また、市は日立市企業局の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型貯水槽及び非常用ろ過機の整備を図る。

(3) 安全避難のための確保

ア 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への避難経路の周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検、地域ごとに2方向の異なった避難経路の確保及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

イ 標識等の整備

①避難場所周辺の安全確保

一時避難場所及び指定緊急避難場所周辺における高圧電線、交通規制などの問題について、関係課と安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

②誘導標識等の整備

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

既に設置済みの避難誘導標識の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切な整備・増設に努める。

③避難地案内板の整備

避難場所の配置を地図上に示し、地理に不案内な人に避難場所の周知を果たすよう、適切な整備・増設に努める。

ウ 避難誘導体制の整備

①基本的考え方

避難時の誘導体制については、次のような基本的考え方に基づいて、より適切なものとなるよう検討し進める。

- a 広域的な災害による避難指示が出された場合、市民は原則として、最寄りの指定緊急避難場所に避難する。
- b 広域的な災害による避難指示が出された場合、市は区域内の避難場所に職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示・伝達を行う。その際、警察署、消防本部・署及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、その都度指定された避難場所に誘導する。
- c 市は、避難路等の要所に誘導員を配置し、自主防災組織の協力を得て、避難誘導にあたる。また、避難指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
- d 消防本部・各署所は避難指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を本部長（市長）、警察署長に通報する。
- e 市、消防本部・署、自主防災組織等は、高齢者や障害者いわゆる「要配慮者」については、可能な限り、早めに避難させる。また、交差点や橋梁等の混雑予定地点においては、「要配慮者」のみの集団避難グループを区別し、優先的な避難誘導に努める。

②総務部・保健福祉部・消防本部の対策

a 避難誘導体制の整備

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等について迅速に把握し、また、関連機関、近隣市町村等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

b 避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。

また、自主防災組織と連携し、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

c 避難先の安全確保

・施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用法について、あらかじめ協議を行う。

・避難場所の安全化

避難場所を事故災害や市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

第1章 災害予防計画
第1節 防災体制の整備計画

・情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難所に災害時の有線通信及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

3 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助、救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離着陸場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付けることとし、下記の7か所を予定している。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の緊急離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

ヘリコプター緊急離発着場予定地の所在地及び広さは以下のとおりである。

	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	中里スポーツ広場	入四間町 479	24,000
2	浜の宮グランド	東町 3-167-1	5,550
3	日立市消防拠点施設	神峰町 2-4-1	19,089.75
4	会瀬グランド	会瀬町 4-2	23,751
5	国分グランド	鮎川町 1-4	7,500
6	大みかグランド	大みか町 6-20	22,500
7	日立総合病院屋上ヘリポート	城南町 2-1-1	31.66

第3 消防力の整備・強化

活動項目
1 火災の防止
2 消防設備等の整備
3 救急・救助体制の整備

担 当	責任者	消防長
	課	消防本部総務課、警防課、予防課（各署所）
	関係機関	消防団

1 火災の防止

(1) 火災予防査察

消防機関が、消防法第4条、第16条の5及び第34条の規定により防火対象物に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、また、防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

ア 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置されているかどうか

イ 炉・かまど・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理状況が市火災予防条例で定める基準どおり確保されているか

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

ウ コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市火災予防条例どおり確保されているか

エ 劇場・映画館・百貨店等公衆出入場所での裸火の使用等について、市火災予防条例に違反していないかどうか

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱状況が市火災予防条例に違反していないかどうか

カ その他の残火、取灰の不始末、焚き火禁止等屋外における火災予防事項、火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか

(2) 多数の者を収容する建築物防火対策

消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記の事項を遵守させる。

ア 自主防災組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人数及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(3) 危険物貯蔵等の防災対策

ア 危険物貯蔵等の防火対策

県及び消防機関は、石油精製、石油化学、化学繊維、合成樹脂製造工場及びガソリンスタンド等危険物の製造所、貯蔵所、各取扱施設等に対して、次の事項を実施させる。

①位置、構造、消火設備、警報設備等は、危険物規制の政令基準に適合させる。

②危険物貯蔵、取扱移送運搬方法は、危険物取扱者を指定し政令基準どおり実施させる。

③消防用設備等で政令に定めているものの工事又は整備は、消防設備士により政令の基準どおり実施させる。

④屋外貯蔵タンクのうち政令で定めるものは、政令で定める時期に保安検査を実施させる。

⑤政令で定めるところにより、定期点検を実施させる。

(4) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

市は現状と財政力に応じ、消防要員の確保及び消防本部、署の育成強化を図るよう、次の計画の策定を行う。

①人員計画

②組織事務文掌計画

③消防本部及び署の部隊編成計画

イ 消防施設等の整備充実

財政力等の実情を勘案しつつ、実態に即した次のような消防施設等の整備・強化を図る。

①消防ポンプ自動車等の整備計画

②消防水利整備計画

③消防庁舎の整備計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

④消防緊急通信指令施設等の整備計画

(5) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな災害が発生することが予測されるので、一般の建築物に増した防災対策が必要となる。

防災関係機関は、大規模・高層建築物の管理権限者又は関係者に対し、前記(2)「多数の者を収容する建築物防火対策」に加え次の事項を推進する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

①高水準消防防災設備の整備

②防災設備を集中管理する総合操作盤の整備

③防災センター整備の推進

イ 防災センター要員に対する高度な教育訓練の実施

2 消防設備等の整備

(1) 常備消防力の整備・強化

ア 消防力の現況

本市の常備消防力は、消防本部、各消防署・出張所（日立消防署、日立消防署田沢出張所、日立消防署西部機関員派出所、多賀消防署、多賀消防署大沼出張所、北部消防署、北部消防署十王出張所、南部消防署）から構成されている。

イ 消防力の整備

本市における各種消防車両等の消防力を計画的に整備・拡充し、消防・救急ニーズに見合った車両整備及び職員の確保を引き続き推進する。

あわせて消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

また、国や県の補助制度を活用し、消防用資機材や消防車両の整備を進め、常備消防力の強化を図る。

※ 消防機関の配置 （資料編 資料 9-1）

※ 消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況 （資料編 資料 9-3）

ウ 消防水利の充実強化

発災時、消火栓は、水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また、狭あい道路に面する消火栓についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。

このため、総合危険度の高い地域を優先に耐震性貯水槽の整備を図るとともに、海水・河川水等の自然水利の活用を検討する。

また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

※ 消防水利の現況 （資料編 資料 9-6）

(2) 消防団の整備・強化

災害時における消防団の整備・強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した器庫の整備及び車両装備等の高規格化（車両等の更新及び資機材の充実）を推進する。

また、活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

※ 消防団の名称、位置及び担当区域 （資料編 資料 9-2）

第1章 災害予防計画
第1節 防災体制の整備計画

※ 消防団における消防機械の現況 （資料編 資料9-4）

3 救急・救助体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 災害時に医療拠点となる病院や医師会等に情報連絡網（防災無線等）を整備し、救護班や医療従事者の体制、医療資機材の確保、後方医療機関への負傷者搬送等を円滑に行える体制を整える。

イ 救急車の災害時優先携帯電話や救急医療情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助隊の整備充実を図る。

特に、救急患者のプレホスピタルケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急自動車・高度救命措置用資機材の整備・促進を図る。

ウ より高度な知識・技術をもつ消防隊員の育成に努めるとともに、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

(2) 救急救命士の増強

ア 救急隊の増隊

救急出場件数は年々増加し、その内容も急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等により呼吸、循環不全に陥る重篤傷病者が増加しており、増加していく救急需要に対応するため救急隊を増隊する。

イ 救急体制の強化

救急体制を強化するため、消防職員への啓発・研修制度の充実を図るとともに、災害対応高規格救急車の更新を図る。

また、救急車が現場から病院に到着するまでの間に「心肺停止状態」になった患者の救命にあたる救急救命士を増強するとともに、救急救命士が行う高度救急救命処置の充実強化を推進する。

(3) 消防施設の増強と資機材・緊急物資の備蓄

ア 消防施設の適正配置

消防職員の配置に関しては、都市構成、立地条件、道路網の整備等を勘案した出場体制に応じたものとし、これに合わせ、消防力の不足する地域への適正配備を進める。

イ 設備の充実

地域の防災拠点として消防団の機動的な活動を確保するため、消防団施設、設備の充実を図る。

また、救助業務においては、都市構造の高層化・深層化、交通事故の増加等救助事象が複雑多様化しつつあり、いかなる事故災害においても住民を迅速に救出するためには、救助事象の複雑多様化に対応した消防施設の増強を行う必要がある。

そこで、梯子車、救助工作車、消防ポンプ車、救急車等の装備の充実を図る。

ウ 事故災害への対応

海上災害等事故災害の特殊性に対する消防力の強化を図るため、関係機関との連絡体制及び特殊資機材等の整備を推進する。

エ 事業者に対する指導の強化

危険物貯蔵取扱事業者、放射性物質貯蔵取扱事業者等各種事故災害の発生原因となりう

第1章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備計画

る事業者に対して、消防法、その他の関係法令の遵守をはじめとした災害防止のための指導を実施する。

オ 防災資機材・緊急物資の備蓄

災害時における救助活動、被災者の救援救護活動を行うために必要な物資は、発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮して一定数量を市内各所に分散備蓄する。

備蓄資機材としては、発電機、投光器、チェーンソー、スコップ、ロープなど、災害応急活動、応急復旧活動に必要な一般資機材、食料品、生活必需品、飲料水、医薬品、医療資機材等緊急物資をはじめとして、事故災害発生時に必要となる特殊資機材についても可能な限り備蓄に努めるほか災害時の確保体制についても平常時から整備に努める。

特に、油脂除資機材等特殊資機材で十分な量の備蓄が困難なものについては、関係機関との連携のもと災害発生時には、迅速に調達が可能な体制を整備する。

(4) 市民の自主救護能力向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

自主防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

(5) 要配慮者に対する救護体制

高齢者や障害者等、また日本語の理解できない外国人等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

第2節 組織体制の強化計画

第1 組織体制の強化計画

活動項目
1 日立市の防災組織
2 茨城県の防災組織
3 防災関係機関
4 自主防災組織
5 事業所等の防災組織

担当	責任者	総務部長
		消防長
	課	防災対策課、警防課、予防課
	関係機関	国、県（関係部課）、自主防災組織、防災関係機関、事業所

1 日立市の防災組織

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期すものとする。

(1) 日立市防災会議

ア 設置の根拠等

- ①災害対策基本法第16条第1項
- ②日立市防災会議条例

イ 所掌事務

- ①地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②水防計画に関し調査審議をすること。
- ③市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ④前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

ウ 組織

防災会議は、市長を会長とし、国・県の機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員、教育長、消防長及び消防団長、その他市の職員等でもって組織する。

※ 日立市防災会議条例（資料編 資料1-1）

(2) 日立市災害対策本部

ア 設置の根拠等

- ①災害対策基本法第23条の2第1項
- ②日立市災害対策本部条例（資料編 資料1-3）

イ 所掌事務

第1章 災害予防計画
第2節 組織体制の強化計画

地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防計画及び災害応急対策及び復旧・復興を実施すること。

ウ 組織

※ 第2章第1節第2「災害対策本部」参照（P29）

(3) 市水防管理団体

ア 設置の根拠等

- ①水防法第3条
- ②日立市災害対策本部条例

イ 所掌事務

水防計画その他水防に関し、必要な事項を調査、審議すること。

ウ 組織

日立市災害対策本部組織は、次に示すとおり、組織する。

※ 第2章第1節第2「災害対策本部」参照（P29）

2 茨城県の防災組織

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 県防災会議(2) 県災害対策本部(3) 県水防本部 |
|---|

3 防災関係機関

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」「指定地方公共機関」（以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画において的確かつ円滑な実施のため必要な組織を明確にし、災害応急対策の活動容量（マニュアル）等の整備を図る。

4 自主防災組織

本市においては、昭和53年6月に起こった宮城県沖地震災害の教訓を踏まえ、日立市コミュニティ推進協議会の行う「市民運動推進者のつどい」で自主防災の必要性をテーマに話し合いを行い、昭和55年3月に自主防災モデル地区（4地区・豊浦、中小路、成沢、金沢）を指定して本格的な活動が始まり、平成11年度には市内小学校区ごとの自主防災組織の結成が完了した。

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、災害時等における市とコミュニティそれぞれが主体となって担うべき活動を整理し、それをまとめた「コミュニティ版防災ハンドブック」を作成・配布するなど、いわゆる「自助」や「共助」の意識醸成に努めるものとする。また、活動についての助言あるいは援助等を行い、自主防災組織及び育成に努める。

研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の隣保協同の精神による自発的な防災活動の推進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮できるように努める。

第1章 災害予防計画
第2節 組織体制の強化計画

(2) 組織活動の促進

市は、防災関係機関等との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(3) 平常時の活動

ア 防災に関する知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有していることが必要である。

このため訓練その他のあらゆる機会に啓発を行う。

主な活動内容は次のとおりである。

- | |
|---|
| ①防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
②初期消火、避難、救出救護、各種訓練の実施
③消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 |
|---|

イ 市の指導及び助成

市の指導及び助成については、次のとおりである。

- | |
|---|
| ①自主防災に関する意識の高揚
市は自主防災に関する認識を高め、組織を充実するために必要な資料の提供、研修会の開催を行い、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。
②組織活動の促進
市は消防機関及び自治会等の有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動を促進する。
③自主防災組織への助成
市は自主防災組織の訓練その他の活動を促進するため、必要に応じて助成を行う。 |
|---|

5 事業所等の防災組織

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする防火対象物について、管理について権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。また、複数の用途が存在し、管理について権原が別れている雑居ビル、地下街等の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、大規模災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係業界が地域的な防災拠点を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し、指導助言を与え、その育成強化を図る。

第2 広域応援体制の充実

活動項目	
1	広域応援体制の充実

担当	責任者	市長公室長
		総務部長、保健福祉部長、消防長
	課	総合政策課、防災対策課、福祉総務課、警防課
	関係機関	自衛隊、市社会福祉協議会、関係市町村、防災関係機関

1 広域応援体制の充実

事故災害において災害の規模が拡大することが予想される場合又は拡大し、応急対策、復旧対策を実施するために必要があると認める場合に、他の地方公共団体及び自衛隊等関係機関への職員の派遣や事故災害用特殊資機材の供与等の応援を要請するための事前準備として、以下の対策を実施する。

- (1) 自衛隊及び関係機関と連携し、災害派遣活動が円滑に行えるよう、災害現場を想定した訓練の充実を図ること。
- (2) 救援物資協定機関の拡大と供給品目の充実を図ること。
- (3) 他都市等との相互応援協定を拡大するとともに、迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、広域応援部隊の活動拠点等の整備に努めること。
- (4) 発災時における国内・国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、関係機関、団体との連携の基に受入体制等の整備に努めること。

第3 ボランティア組織の整備

活動項目	
1	ボランティア組織の整備

担当	責任者	保健福祉部長
		消防長
	課	福祉総務課、予防課
	関係機関	市社会福祉協議会、消防団、日赤茨城県支部

1 ボランティア組織の整備

(1) 防災支援隊の整備

災害防止活動に豊富な経験を持つ消防職員・消防団員の退職者のボランティア活動による防災支援隊を整備し、後方支援体制を強化する。

(2) 協力体制の確立

大規模災害が発生した場合における地元企業やボランティア団体などとの協力体制の確立を図る。

(3) 外部との連携体制の確立

日赤茨城県支部、企業ボランティアなどのボランティア団体と連携をとり、必要に応じて、支援できるよう体制の確立に努める。

第3節 防災知識の普及計画

第1 防災知識の普及計画

活動項目
1 市職員に対する教育
2 市民に対する指導
3 園児、児童、生徒に対する教育、指導

担当	責任者	総務部長、市長公室長、市民生活環境部長、保健福祉部長、消防長、教育長（教育部長）
	課	人事課、防災対策課、広報戦略課、コミュニティ協働課、教育委員会総務課、学務課、指導課、子育て支援課、子ども施設課、警防課、予防課

1 市職員に対する教育

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市域及び住民に関する防災計画を作成し、その実施にあたりとともに、災害の未然防止、被害の拡大防止、被災者の救護等地域防災に関し第一次的な責任を有している。

市がこの計画に基づき適切な災害対策を行うためには、市職員一人ひとりが防災に関する知識を高め、迅速に必要な行動をとることが求められている。

このため、市では職員に対し定期的に教育研修を行う。

(1) 教育方法

ア 研修

市職員に対して防災に関する研修を実施し、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、被災自治体の担当者等を講師として招き、教育の一環とする。

また、防災・災害対応に関する市職員の意識及び能力の向上を図るため、職員の災害時対応関連資格の取得を支援する。

イ 職場教育

職員に対する教育は、日頃からそれぞれの職場で教育することが最も重要である。

職員個々が知識を高めることにより、災害時に有効な活動ができるとともに、市民への対応が適切になされる。

そのため、職場教育では、一般的、共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場で具体的に定められた職員個々の役割等をマニュアル化し、その職場に合った教育を実施する。

ウ 「防災読本」による周知

職場教育に加え、防災読本『防災ハンドブック』を参考に職員の自己研さんによる防災業務の周知徹底を図る。

(2) 教育内容

教育の内容は次の事項を基本として必要事項を教育する。

第1章 災害予防計画
第3節 防災知識の普及計画

ア	災害対策活動の概要
イ	防災関係職員としての心構え
ウ	役割分担
エ	防災行政無線の取扱方法
オ	大規模災害に関する知識
カ	災害対策として現在講じられている施策に関する知識
キ	職員等が果たすべき役割
ク	今後災害対策として取り組むべき必要のある課題

2 市民に対する指導

市民等に対し、自らが身の安全を守る、いわゆる「自助」の心がまえを高めてもらうため、災害に関する知識及び災害発生時における行動指針等の正しい知識の普及に努める。

防災機関名	媒 体	対 象	内 容
市	市報、講演会 広報車 啓発ビデオ 学級活動 防災マップ 防災ハンドブック インターネット ケーブルテレビ ラジオ	市民 コミュニティ 自主防災組織 児童・生徒 市職員	○事故災害に対する一般知識 ○出火防止及び初期消火の心得 ○地震発生時の心得、避難路、避難地 ○避難方法、避難時の心得 ○食糧、救急用品など非常持出品の準備 ○学校施設等の防災対策 ○建物の耐震対策、家具の固定 ○災害危険箇所 ○自主防災活動、防災訓練の実施ほか
市消防本部	講演会、広報紙 パンフレット	市民 事業所	○事故災害に関する一般知識 ○出火の防止及び初期消火の心得 ○避難方法、避難時の心得 ○食糧、緊急用品など非常持出品準備 ○救助救護の方法ほか
県	県広報紙、新聞 ビデオ、ラジオ 防災フェア 講演会 パンフレット	県民 事業所 各種団体 児童・生徒 県及び市職員	市と同じ
日立警察署	チラシ パンフレット	市民 ドライバー	○事故災害に関するドライバーの心得 ○避難方法、避難時の心得ほか
NTT 東日本	新聞、ビデオ テレビ パンフレット テレホンサービス	市民	○事故災害時の電話使用上の心得 ○施設の耐震性 ○通信設備の災害対策 ○事故災害時の電話のサービスほか
東京ガス	パンフレット チラシ、テレビ ラジオ、新聞	市民	○ガス事業所の防災体制 ○事故災害時の初動措置 ○災害時のガス栓等機器の措置ほか

第1章 災害予防計画
第3節 防災知識の普及計画

東京電力	パンフレット 広報車、テレビ 新聞、ラジオ	市民	○事故災害時の電気使用上の心得 ○事故災害時の初動措置 ○施設の耐震性ほか
J R	パンフレット 車内広告など	利用客	○避難方法、避難時の心得 ○施設の耐震性ほか
NEXCO 東日本 水戸管理事務所	パンフレット ラジオ	利用客	○事故災害に関するドライバー心得 ○避難方法、避難時の心得 ○施設の耐震性ほか

(1) 広報方法

ア 広報紙・刊行物等の発行やケーブルテレビ・ラジオによる普及・啓発

地域特性を生かし、住民に分かりやすい防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット、災害非常用持出袋等を作成し、防災に関する啓発を図り、市報やケーブルテレビ等でも防災に関する情報等を提供して防災知識の普及に努める。

また、外国人を対象とした防災ハンドブックを作成・配布し、防災知識の普及に努める。

イ インターネットによる普及

ハザードマップ等の防災情報をインターネットを活用して提供し、防災意識の啓発を図る。

ウ 報道機関による普及及び協力

各種報道機関を活用して防災に関する正しい知識の普及に努める。

また、報道機関等が防災に関する広報をするに当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は積極的に協力する。

エ 映画・プロジェクター等による普及

防災関係の映画等を作成又は購入し、集会等で上映する。

オ 集会等による普及

地域住民の集会、座談会、防災訓練及び防災用品の展示会の開催等あらゆる機会を利用する。

カ 学校教育による普及

学年別の防災知識の手引きを作成・配布し、防災用ビデオ等の貸出や学校教育活動の中で、災害に関する知識等の普及を図る。

(2) 広報内容

ア 災害に関する一般知識
イ 災害に対する平素からの備え
①家族の連絡方法
②出火防止及び初期消火の心得
③危険防止措置の実施
④防災袋及び非常持出品の準備
⑤室内外、高層ビル、地下街等における災害発生時の心得
⑥避難方法、避難時の心得
⑦通学時の安全対策

第1章 災害予防計画
第3節 防災知識の普及計画

- ⑧学校施設の防災対策
- ⑨救急救護の方法
- ⑩防災訓練の実施
- ⑪交通機関の対応、時差帰宅等

3 園児、児童、生徒に対する教育、指導

本市内にある幼稚園、学校等に通学（通園）する園児、児童、生徒を対象に、本市、教育委員会及び幼稚園、学校等は「子供を災害から守る」ことを重点目標として、事故災害等について教育指導する。

災害時応急対策に万全を期すため、職員に対して研修会、講演会などにより防災知識の普及・啓発を行う。

方 法	①防災パンフレット等の配布 ②防災ビデオなどの上映
内 容	①事故災害別の災害に関する基礎知識 ②日頃の備えと心構え ③災害時の行動

第2 防災訓練計画

活動項目
1 日立市が行う防災訓練
2 防災関係機関が行う防災訓練

担 当	責任者	総務部長 消防長
	課	防災対策課、警防課
	関係機関	日立警察署、東京電力パワーグリッド日立事務所、JR 東日本 NEXCO 東日本水戸管理事務所、東京ガス日立支店、NTT 東日本茨城支店、 防災関係機関、自主防災組織、消防団

1 日立市が行う防災訓練

県、他の市町村及び防災関係機関並びに住民の協力の下に、防災訓練を実施することにより、事故災害に関する知識と防災活動の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技能の修得、さらには防災計画の実行性の検証を図るため、事故災害の発生を想定し、具体的な計画に基づいて実践的な事故防災訓練を実施する。

また、事故災害時における消火活動や緊急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

(1) 訓練の主体

防災訓練は、その目的と性格により、次のとおり分類される。

第1章 災害予防計画

第3節 防災知識の普及計画

- ア 防災関係機関が行う訓練習熟、連携、技術の習得、検証
- イ 住民及び自主防災組織が行う訓練意識の高揚、技術の習得
- ウ 防災関係機関及び住民が合同で行う連携訓練、その他全般

なお、行政主体型に偏重しないよう、目的と必要性に応じた訓練の形態を選択して計画する。

(2) 日立市が行う訓練は次のとおりである。

ア 地域防災訓練

本市に事故災害が発生した場合を想定し、市及び市内の関係機関の密接な連携協力の下に、迅速かつ的確な災害対応策が実施できるように、防災活動に関する責任と自覚と技術の向上を図るとともに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、もって防災体制の確立に資することを目的として地域的に事故防災訓練を実施する。

①実施時期

必要に応じ、市長が定める期日に実施する。

②必要に応じて、海上、道路、鉄道、林野火災等の各種事故災害等を想定して、最も効果的な方法により実施するものとする。

 a 油流出対策訓練

 b 林野火災訓練

イ 消防訓練

消防署長は、所属職員が消防活動に必要な基本的な動作又は操作等について習熟させるため計画的な訓練を実施させる。

①機器取扱訓練

機械器具の操作取扱の習熟向上を図るために行うもの

②出場訓練

定時出場訓練及び不出場に区分し、出場区分の迅速確実を期するとともに、機器の調整並びに器具及び装着の点検を行うもの

③操縦訓練

地水利等の徹底及び消防自動車、救助艇等の操縦技術の向上を図るために行うもの

④放水訓練

水利部署、給水処置、送水操作及び注水技術の向上を図るために行うもの

⑤通信訓練

有線、無線通信の用語及び通信機器操作の習熟を図るために行うもの

⑥救助訓練

人命救助に必要な各種器材の活用要領と操作の習熟を図るために行うもの

⑦消防活動訓練

建物、物件等の利用並びに機器を使用し、消防活動技術の習熟を図るために行うもの

⑧緊急救援、避難等救助訓練

緊急救援、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防護活動と合同や単独で訓練を実施するもの

なお、学校、病院、社会福祉施設、百貨店、映画館等にあつては収容者等、人命保護のため特に避難について訓練を実施するもの

第1章 災害予防計画
第3節 防災知識の普及計画

ウ 自主防災組織防災訓練

自主防災組織による事故防災訓練を、日立警察署、消防本部・消防署所、消防団、その他関係団体の協力のもとに実施する。

2 防災関係機関が行う防災訓練

各機関は、それぞれが定めた事故防災計画に基づいて訓練を行う。

各機関の訓練内容は次のとおりである。

主催	内容
J R 東日本	鉄道災害応急対策及び復旧対策を定め、旅客及び社員の安全と施設を保護し輸送の円滑を図ることを目的とする。 また、消防本部の協力を得て、建物及び車両事故火災訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ①通報連絡 ②初期消火 ③旅客の避難誘導 ④負傷者の救護 ⑤車両の分割 ⑥退避誘導 ⑦列車防護 (2) 実施時期及び場所 ①施設の復旧訓練 5 月～9 月 ②火災訓練 2 月～3 月、11 月～12 月場所はその都度決定する。
東京電力 日立営業 センター	事故災害を想定した情報連絡訓練、復旧訓練（机上）並びに非常呼集訓練を年 1 回全社的に実施する。 なお、復旧作業訓練、非常災害対策用物品の点検、整備についても、あわせて実施する。 (1) 訓練項目 ①情報連絡訓練 ②復旧訓練（復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等） ③災害対策用物品の整備点検を主とする演習 (2) 実施回数年 1 回以上
東京ガス	製造所及び各事業所は、危険物等災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ①災害時の出動訓練 ②災害時の緊急措置及び通報連絡訓練 ③自衛消防訓練 ④各事業所間の応援体制訓練 ⑤災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 ⑥その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (2) 実施回数年 1 回以上

第 1 章 災害予防計画
第 3 節 防災知識の普及計画

N T T 東日本 茨城支店	災害予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 (1) 訓練項目 ①災害予報又は警報等の情報伝達 ②非常招集 ③災害時における通信疎通確保 ④各種災害対策用機器の操作 ⑤電気通信設備等の災害応急復旧 ⑥消防及び水防 ⑦避難及び救護 ⑧国・県・市町村主催の防災訓練等 (2) 実施回数年 1 回以上
日 赤 茨城県支部	日立市内での事故災害訓練等に参加し、医療救護活動訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ①消防、避難 ②救助訓練 ③災害用資材の点検整備 (2) 実施回数 日立市で行われる事故災害訓練等に年 1 回は参加し、あらかじめ策定してある計画に基づき、医療救護訓練を実施する。
N H K 水戸 放送局	事故災害時における放送実施に万全を期することとする。 (1) 訓練項目 ①組織・動員 ②情報連絡 ③放送送出 ④視聴者対応 ⑤放送施設防災 ⑥局舎防災、避難救助ほか (2) 実施回数年 1 回以上
LuckyFM 茨城 放送	事故災害時における放送実施に万全を期するため、常時職員の住所、電話等を完全に把握し、別途要領により、直ちに招集しうよう準備する。 また、必要に応じ防災防護訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ①組織・動員 ②放送施設の保守確保 ③局舎の保守業務 ④非常持出し (2) 実施回数年 1 回以上
そ の 他 の 防 災関係機関	それぞれの組織、機能を生かした訓練を実施し、災害時に十分な対応ができるよう定期的あるいは訓練日を定めて行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

担当	責任者	総務部長
		各部長
	課	各部各班
	関係機関	各項目に記載

第1 初動体制

活動項目
1 各部の体制
2 災害情報連絡会議等
3 災害警戒体制本部
4 夜間・休日等の体制

1 各部の体制

事故災害時の初期対応を迅速・的確に行うため、初動体制を遅滞なく確立する。

そのため、この計画で定める災害警戒体制本部、情報連絡会議等のもとで、初期活動を着手する。

なお、各配備体制における担当課については、あらかじめ定めておくものとする。

特に災害発生の予想される災害警戒体制本部段階、あるいは災害発生直後における初動体制は、その後の活動の成否を決定付けるため、その時点で優先度の高い対策項目に重点的に人員を配備・調整して、迅速・的確な初動活動を行うことに努め、災害対策本部設置後の活動に引き継ぐ。

このとき、各部連絡員や情報連絡会議から活動に着手すべき関係部班員の初動活動への早期着手を指示する。

また、必要に応じて初動要員を選任・招集し、必要な初動体制を確立する。

あわせて各部長は、市長又は副市長に対し必要な指示の要請その他の助言を行う。

2 災害情報連絡会議等

(1) 設置基準

事故災害が発生するおそれ又は事故災害が発生した場合で、警戒体制本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の検討を、以下の基準により「災害情報連絡会議」を開催して行う。

ア 林野火災により、延焼のおそれがある場合

イ 海上事故による流出油が漂着するおそれがある場合

ウ 道路事故により、多数の市民が影響を受けるおそれがある場合

エ 鉄道事故により、多数の市民が影響を受けるおそれがある場合

オ その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

(2) 組織及び事務分担

災害情報連絡会議は、総務部長を本部長とし、防災対策課長を副本部長とする。

また、総務部長不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

①防災対策課長 ②総務課長

災害情報連絡会議の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 関係者会議

事故災害等の発生又は発生するおそれがあると予想される場合で、災害情報連絡会議を設置する以前に、防災対策課長が必要と認める場合において、関係課所長等を招集して関係者会議を開催し、必要な対策等を協議する。

3 災害警戒体制本部

(1) 設置基準

事故災害が発生するおそれ又は発生した場合で、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施を、次の基準により「災害警戒体制本部」を開催して行う。

ア 林野火災により、死傷者等が発生するおそれがある場合

イ 海上事故により遭難者が発生するおそれがある場合

ウ 海上事故による流出油が漂着するおそれがあり、厳重な警戒体制を敷く必要がある場

エ 多数車両の衝突・火災、大規模な道路構造物損壊等の道路事故により、死傷者等が発生するおそれがある場合

オ 鉄道事故により、死傷者等が発生するおそれがある場合

カ その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合

(2) 組織及び事務分担

災害警戒体制本部は、総務部を所管する副市長を本部長とし、他の副市長及び総務部長を副本部長とする。

また、総務部を所管する副市長が不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

①他の副市長 ②総務部長 ③防災対策課長

災害警戒体制本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

4 夜間・休日等の体制

(1) 臨時非常配備体制

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため「臨時非常配備体制」を敷くものとし、次のような手順により行う。

ア 市役所警備員は事故災害情報を収受したとき、直ちに防災対策課長に連絡するとともに、防災対策課長の指示により各連絡員に動員の連絡を行う。

また、市役所警備員は、各部連絡員又は指名職員が登庁するまでの間、総務部長若しくは防災対策課長の指示に従い情報の収受にあたる。また各指名職員は、事故災害の発生するおそれ又は事故災害の発生を知ったとき、指令の有無にかかわらず、各配備体制相当の配備指令が発令されたものとして、あらかじめ指定された配備場所に参集する。

イ 指名職員は、参集後直ちにあらかじめ定められた任務又は総務部長若しくは防災対策課長の指示に基づき災害対策本部開設までの初期応急活動を行う。

ウ 災害対策本部は、災害警戒体制本部又は災害情報連絡会議体制から、必要な引き継ぎを受ける。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

(2) 防災所管部のとるべき措置

ア 防災対策課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長へ連絡する。また、指名職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し「災害警戒体制本部又は災害情報連絡会議等の体制」を敷き、災害対策本部設置までの初期応急活動を行う。

イ 総務部長が災害情報を収受し、内容により協議の必要を認めたときは、副市長に連絡の上、直ちに登庁し「災害警戒体制本部」又は「災害対策本部」設置を市長に要請する。

(3) 災害警戒体制本部又は災害情報連絡会議体制の要員

あらかじめ指名する職員をもって、災害警戒体制本部又は災害情報連絡会議体制の要員とする。

要員となった職員は、防災対策課長等からの出動指示連絡又は各配備体制相当の事故発生の情報等を知った時は、自動的に「参集指令」が発令されたものとして、自発的にあらかじめ決められた場所に参加する。

(4) 指名職員の任務

※ 第一の任務は、登庁後、市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることである。

ア 職員に対する動員指示の連絡

イ 県防災行政無線、I P無線の利用その他の方法による情報収集

ウ 参集途上の報告・調査員派遣その他の方法による情報収集

エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡

オ 災害警戒体制本部又は災害対策本部設置の準備

カ その他、総務部長又は防災対策課長の指示した事項

第2 災害対策本部

活動項目
1 災害対策本部設置基準
2 災害対策本部の設置場所
3 災害対策本部設置の決定・廃止
4 災害対策本部設置又は廃止の通知
5 災害対策本部組織・運営等

1 災害対策本部設置基準

市は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

- | |
|---|
| (1) 本市域及びその周辺地域において、事故災害が発生し、市長が設置の必要を認めるとき |
| (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生した場合 |

2 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室とする。

ただし、何らかの理由で設置することが困難な場合は、他の場所に置く。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

3 災害対策本部設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、事故災害が発生し、又は事故災害の発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、日立市災害対策本部を設置する。

また、市長が不在の場合は、副市長が設置の決定を代行することができる。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 設置の具申

ア 本部組織に基づく本部員にあてられている部長（以下「部長等」という）は本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を具申する。

イ 総務部長は、他の部長等による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部の設置を要請する。

ウ 総務部長、部長等及び部長以下の各職員は、本部設置基準に該当する事故災害が発生し、上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部を設置し、その後速やかに市長の承認を得る。

(3) 廃止の決定

本部長は、以下の場合に本部を廃止する。

ア 市域で事故災害が発生する危険が解消したと認めたとき

イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

4 災害対策本部設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちにその旨を通知及び公表するものとする。

設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	担当者	報告・通知・公表の方法
市各部・班・各機関の長	総務班	庁内放送・ファクシミリ・電話口頭その他迅速な方法
市出先機関・消防団長	警防班 情報班	I P無線・防災行政無線・電話・メール・衛星電話・その他迅速な方法
市民	各主管部 各担当班	防災行政無線(固定系)・広報車・報道機関・インターネット・コミュニティ FM・ケーブルテレビ
茨城県知事	総務班	電話(衛星電話含む)・茨城県総合防災情報システム・その他迅速な方法
日立警察署長	総務班	ホットライン用電話・I P無線・電話・その他迅速な方法
その他の防災関係機関の長 又は代表者	総務班	I P無線・電話・ファクシミリ・その他迅速な方法
報道機関	広報班	電話・ファクシミリ・口頭又は文書

第 2 章 災害応急対策計画
第 1 節 災害応急活動体制

(2) その他

総務班長は、本部が設置されたときは、本部入口に、「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

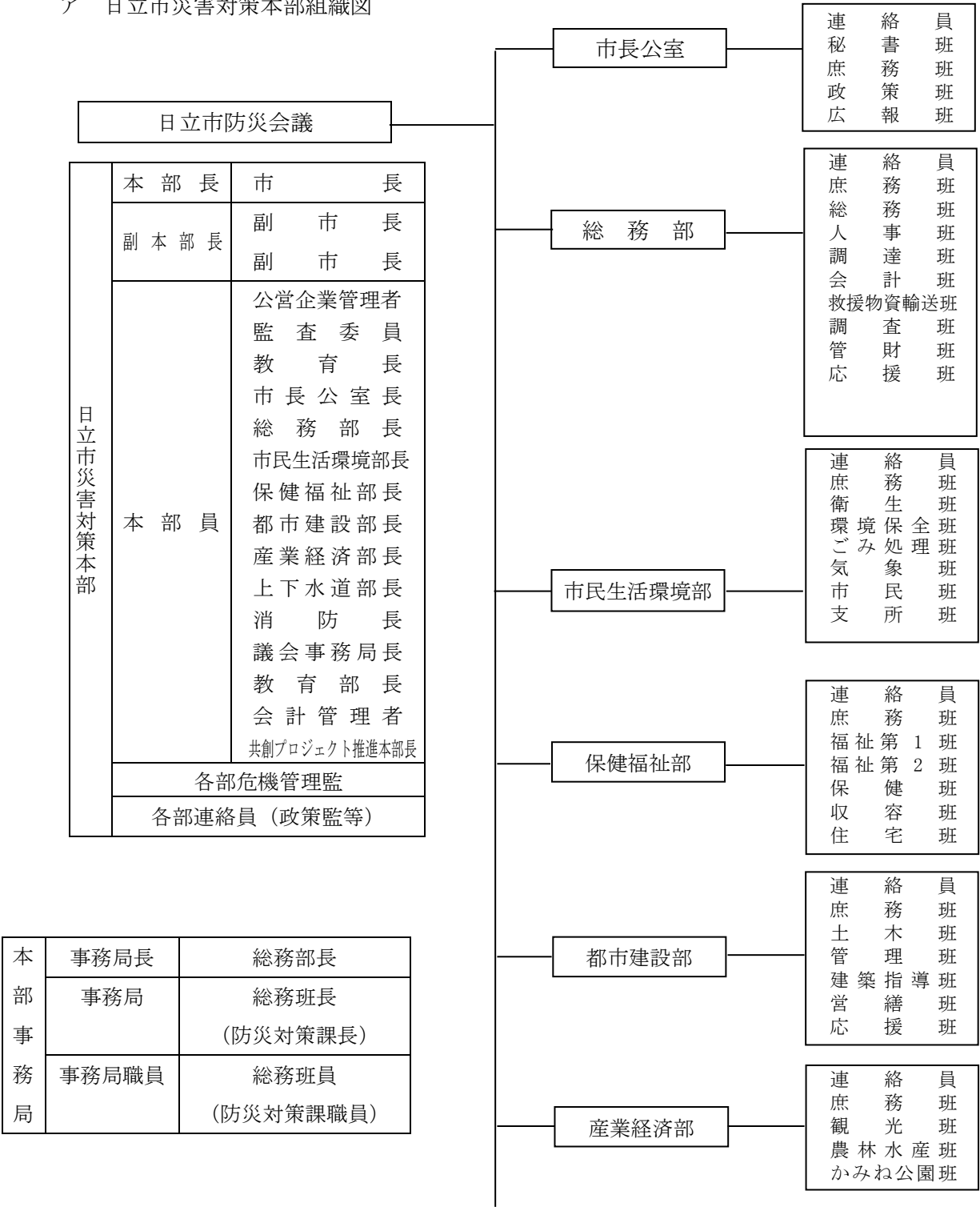
また本部会議室・避難所・救護所並びに被災者総合相談所等拠点施設の設置場所一覧を明示するなどして、市民等の問い合わせに便宜を図るものとする。

5 災害対策本部組織・運営等

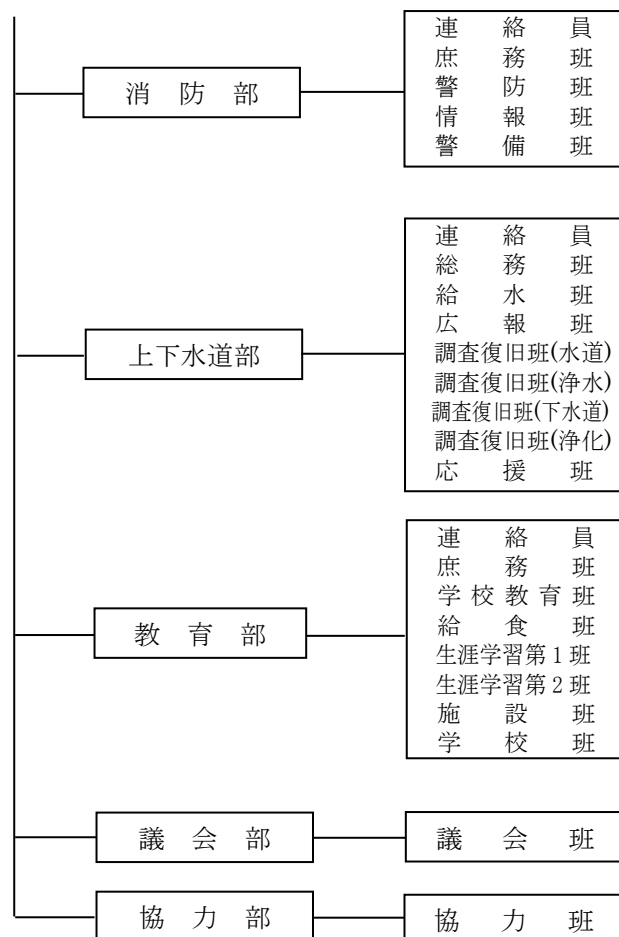
本部の組織及び運営は、日立市災害対策本部条例（昭和 38 年 3 月 28 日条例第 26 号）の定めるところに基づき、以下のとおり行う。

(1) 組織

ア 日立市災害対策本部組織図



第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制



イ 本部長、副本部長及び本部員の主な任務

本部設置時	平常時	主な任務
本部長	市長	1 防災会議、本部会議の議長となること。 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと。 3 市民向け緊急声明を發表すること。 4 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 5 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 6 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副市長 副市長	1 本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと。 3 本部長を補佐すること。

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

本部員	(本部組織図参照)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長及び副本部長を補佐すること。 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故があるときは本部長、副本部長の職務を代理すること。 なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。
-----	-----------	---

ウ 本部会議

- ①災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置き、必要な事項を協議する。
- ②本部長は必要に応じて本部会議を招集するものとし、会議は原則として本庁4階庁議室兼災害対策本部室で開催し、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
なお、本部員に事故ある場合は、当該部の庶務班長が代理出席する。
- ③本部員は、必要により関係班長その他班員を伴って会議に出席することができる。
- ④各部連絡員は、本部会議開催中は別室に待機し、各部長からの伝達事項の連絡調整にあたる。
- ⑤本部会議の事務を総括するため、本部事務局を置く。
- ⑥防災関係機関派遣の連絡員は、アドバイザーとして参加するとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

エ 各部の編成及び事務分掌

各部の編成及び事務分掌は、資料編 資料23-2を参照とする。

(2) 本部の運営等

ア 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

①報告事項

副本部長、本部員及び本部事務局職員等は、直ちに本部室に参集し、災害情報、被害状況、災害応急対策の状況、各部の配備体制及び緊急措置事項を報告する。

②協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じたものとするが、概ね次に掲げる災害防止策、災害応急対策、その他防災に関する重要な事項を協議する。

本部会議の協議事項

- 本部の活動体制（緊急非常体制及びその廃止）に関する事。
- 避難指示、警戒区域の設定に関する事。
- 自衛隊、茨城県、他市町村及び公共機関の応援の要請に関する事。
- 災害救助法の適用に関する事。
- 激甚災害の指定に関する事。
- 市民向け緊急声明の発表に関する事。
- 応急対策に要する予算及び資金に関する事。
- 国、県等への要望及び陳情に関する事。
- その他災害対策の重要事項に関する事。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

イ 本部会議室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

防災対策課長は、本部設置があったときは次の措置を講ずる。

①本部会議室開設に必要な資機材等の準備

- ホワイトボード、プロジェクター、被害状況図板等の設置
- 住宅地図等各種地図類の確保
- ラジオ・テレビの確保
- コピー機等の複写装置の確保
- DVD 関連機器・カメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書類の確保
- 懐中電灯その他必要資機材の確保
- 戸別受信機の設置

②通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- 市防災行政無線（戸別受信機、屋外放送子局）、I P 無線
- 携帯電話、衛星電話、臨時電話（NTT、NTT ドコモ）
- 災害時優先電話（NTT、NTT ドコモ）
- F A X

③非常用電源の確保

停電に備え非常用の電源を確保するため、必要な措置を講じる。

(3) 本部の標識等

本部長、副本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、防災対策課長は、本部設置の通報を受けたときは、速やかに日立市役所（災害対策本部が他の場所に設置された場合はその設置された建物の正面玄関等の適切な場所）に「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて災害対策本部室、本部会議事務局・避難所・救護所等の設置場所を明示する。

※ 日立市災害対策本部条例 （資料編 資料 1-3）

第3 職員の動員・配備

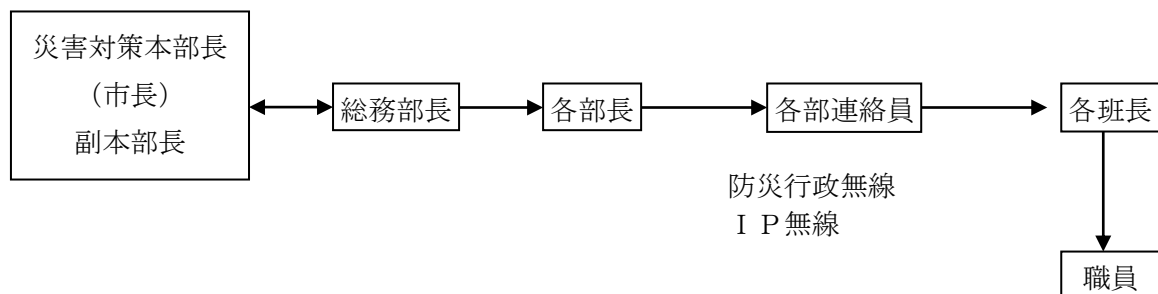
活動項目
1 勤務時間中における伝達方法及び系統
2 勤務時間外（休日等を含む）における伝達方法及び系統
3 配備の報告
4 動員配備体制の一般基準
5 招集の方法
6 職員の心得
7 出動体制

1 勤務時間中における伝達方法及び系統

(1) 伝達方法

- ア 防災対策課長は、市域に大規模な事故災害が発生した場合又は事故災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、直ちに災害対策本部を設置する。
- イ 総務部長は本部長と協議し、直ちに応急措置を実施する必要があると本部長が認めたときは、直ちに災害対策本部を設置する。
- ウ 災害対策本部が設置された場合、総務部長は、本部長の指示に基づき各部長に連絡し、別表（P42）「事故災害の配備体制」（第2次動員、第3次動員）を速やかに伝達する。
- エ 各部長は「配備体制」が発令されたときは任務分担に基づき、各部連絡員を配し、所属職員に災害活動を指示する。

(2) 伝達系統



2 勤務時間外（休日等を含む）における伝達方法及び系統

(1) 本部長の事前命令

本市に大規模な事故災害が発生した場合は、災害情報をテレビ・ラジオ等で確認し、配備基準に該当した場合は配備指令が伝達されなくても、全職員が直ちに自主登庁又は自主参集する。

ただし、本部長が認める職員を除く。

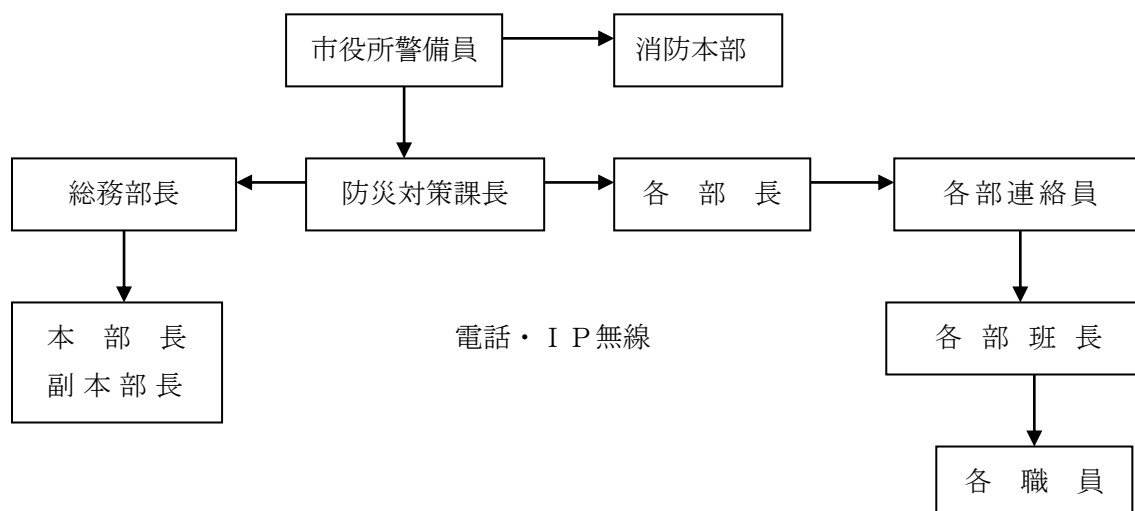
(2) 伝達方法

- ア 災害対策本部の各部長は、部所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、連絡員を配し所属職員を直ちに動員できるよう措置する。
- イ 日直者等は、事故災害発生のおそれのある事象等が関係機関から通報された場合は、速やかに防災対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各関係職員に連絡する。
- 事故災害が発生し、緊急に措置を実施する必要があると認められるとき。
- 事故災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

(3) 伝達系統



(4) 職員の非常登庁、参集方法

夜間、休日等時間外において事故災害の発生により、有線電話が途絶し、連絡がつかない場合は次により参集する。

※ 周囲の状況等から被害多大と判断した場合は、日立市内に居住する職員は、直ちに登庁し、市外に居住する職員は速やかに登庁することに努めなければならない。

3 配備の報告

各部長は職員の配備を完了したときは、速やかに総務部長を通じ本部長に報告する。

4 動員配備体制の一般基準

事故災害に対する動員配備体制については、事故災害の種類、規模、被害地域等により差異があり、基準化することはできないので、その都度被害等の状況に応じて本部長が決定するが、特に指示がない限り次の基準に従う。

(1) 第1・第2事前配備体制下の活動

第1・第2事前配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 総務部長は、災害情報連絡会議員が関係機関から収集した災害情報、通報等を本部長に報告する。

イ 総務部長は、天気相談所等の気象情報の雨量、水位、流量、風速等に関する情報を収集し、本部長に報告する。

ウ 総務部長は、必要に応じて災害情報連絡会議員を招集し、相互の情報を交換して客観的に情報を判断し、当該情報に対応する措置を検討する。

(2) 第1次動員体制下の活動

第1次動員体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

ア 災害警戒体制本部員は、所管事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

イ 総務部長は、災害警戒体制本部員と連絡を密にし、客観的に情勢を判断し、緊急措置については本部長に報告する。

ウ 災害警戒体制本部員は、次の措置を取り、その状況について総務部長を通じて本部長に報告する。

①事故災害の状況について職員に周知し、災害対策本部員構成表により所管事務分掌に基づく所要の人員を非常配備につかせる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

②装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

③関係各部及び災害対策に関する協力機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

④災害警戒体制本部員は、配備の方法及び人員等については、第1次動員体制から第2次動員体制に切り替えられるよう常に体制を整えておく。

(3) 第2次動員体制下の活動

第2次動員体制が指令された場合、災害対策本部員は、災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

5 招集の方法

(1) 各部長は、自班における職員の招集については、常に伝達体制を整備し迅速に行うよう定めておかなければならない。

(2) 勤務時間外の職員の招集は、電話、携帯電話（携帯者のみ）のうち最も速やかに行える方法による。

(3) 災害対策に係る職員は、連絡を受けた場合、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法をもって登庁しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない状態にある場合は、何らかの方法をもって登庁不能の旨を所属の班長に連絡しなければならない。

(4) 登庁した職員は、本部長、各部長、班長の指示により各班の分掌に係る事務を遂行する。

6 職員の心得

すべての職員は、次の事項を遵守する。

(1) 職員は、勤務時間中及び勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、直ちに所属の部班と連絡を取り所定の場所に参加しなければならない。

(2) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。

(3) 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は本部活動に支障を来すことのないよう厳重に注意しなければならない。

(4) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参加すること。

(5) 常に所在を明らかにしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁してはならない。

(6) 不急の行事、出張等を中止すること。

(7) すべての職員は、自班の事務に精通するよう努めるとともに、自らの本部の一員であることを自覚し、他の部班における緊急用務の処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(8) 災害現場に出動した場合は、腕章及び名札を着用し、また自動車には標識及び標章を使用する。

(9) 災害のため、緊急に登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、携帯品は特に指示があった場合を除き、食料3日分、飲料水、雨具、防寒具、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を持参する。

※ その他

ここに定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じて指示する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

7 出動体制

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管の部の職員動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- | |
|------------------------|
| ①勤務時間外動員職員名簿（各部で使用のもの） |
| ②職員動員伝達系統表（各部で使用のもの） |

ウ 各課長は、作成又は修正した計画を随時防災対策課長に報告する。

なお、防災対策課長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

(2) 配備基準

災害配備体制の配備基準は次のとおり。ただし、事故災害発生時の配備基準は、それぞれの災害応急対策において定めるとおりとする。

体制区分	基準	配備人数	災害対策本部等の設置
第1事前配備	・市域及びその周辺地域において、事故災害発生が予想される場合	事務局職員とあらかじめ定める防災関係職員を指定した場所又は勤務場所に配備する。	災害情報連絡会議員を参集する。
第2事前配備	・市域及びその周辺地域において、事故災害が発生し、今後、被害が拡大し、市域に相当の被害が及ぶと予想される場合	災害情報連絡会議員とあらかじめ定める防災関係職員を指定した場所又は勤務場所に配備する。	災害情報連絡会議を設置する。
第1次動員	・事故災害により、現に相当の被害が発生し、今後危険な状態になると予想される場合。 ・本部長が災害警戒体制本部の設置を必要と認めたとき。	各班の責任者が必要と認めた人数又は各班の職員数の3分の1を指定した場所又は勤務場所に配備する。	災害警戒体制を配備する。
第2次動員	・事故災害により、大災害が発生し、又は大災害の発生が予想される場合 ・本部長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	各班の責任者が必要と認めた人数又は各班の職員数の2分の1を指定した場所又は勤務場所に配備する。	災害対策本部を設置する。
第3次動員	・大規模な災害が発生したとき ・本部長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	全職員を指定した場所か勤務場所に配備する。	災害対策本部を設置する。

第4 災害救助法の適用手続等

活動項目
1 災害救助法の適用基準
2 滅失（り災）世帯の算定
3 災害救助法の適用手続
4 災害救助法による救助の実施
5 救助業務の実施者

担当	責任者	総務部長 ※法に基づく救助の総括
		各部長 ※各救助項目の実施及び記録作成
	課	保健福祉部庶務班、総務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、福祉指導課）、日赤茨城県支部

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。

日立市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

■ 災害救助法の適用基準

区分	人口 令和2年 国勢調査	1号適用 (市内の住 家滅失世帯 数)	2号適用 (県内の住 家滅失世帯 数2,500世帯 以上)	3号適用 (厚生労働大臣と事前に協議を必 要とする)	4号適用
日立市	174,508人	100世帯以上	50世帯以上	※1 ※2	※3

※1（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

県下の被害世帯数が12,000以上あり、かつ日立市内の被害世帯数が多数であるとき。

※2（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※3（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

2 滅失（り災）世帯の算定

(1) 滅失（り災）世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算する。

算定区分	みなし換算
住家が全壊、全焼、流失等により滅失した1世帯	1世帯
住家が半焼、半壊等著しく損傷した1世帯	2分の1世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった1世帯	3分の1世帯

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

(2) 被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家の被害程度の認定が重要な要素となる。

滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、材木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったものの。
※「住家」とは、現実に居住するため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。	

3 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、日立市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。また、災害救助期間の延長等特例申請については、県保健福祉部厚生総務課を通じて行う。

4 災害救助法による救助の実施

(1) 災害報告及び救助実施状況による報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の3段階があり、その都度県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録して整理し、県保健福祉部福祉指導課を経由して、県知事に報告する必要がある。

(2) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の種類、方法及び期間は資料編 資料 19-1 のとおりである。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

5 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。

救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、県では以下のとおり救助に関する職権の一部を市町村長に委任している。

ただし、救助活動を迅速に実施するために必要なときは、救助に関する事務の一部を市町村長に委任しており、この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

したがって、市が行う救助活動については、県知事の補助又は委任による執行となり、市長が救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

災害救助法適用後における救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	日立市長
応急仮設住宅の供与	茨城県知事
炊き出しその他による食糧の供与	日立市長
飲料水の供給	日立市長
被服、寝具等の給（貸）与	日立市長
医療	茨城県知事（日赤）及び日立市長
助産	茨城県知事（日赤）及び日立市長
災害にかかった者の救出	日立市長
災害にかかった住宅の応急修理	日立市長
学用品の給与	日立市長
死体の捜索	日立市長
死体の処理	茨城県知事（日赤）及び日立市長
死体の埋葬	日立市長
障害物の除去 ※災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの	日立市長及び市民

※ 茨城県地域防災計画による。

第5 市民向け緊急声明の発表

活動項目
1 市民向け緊急声明の要請先
2 市民向け緊急声明における要請内容
3 市民向け緊急声明の実施期間
4 総動員宣言の発表文例

担 当	責 任 者	総務部長 市長公室長	※市民向け緊急声明に関する総括
		消防長	※市民向け緊急声明に関すること。
	班	広報班、総務班、消防部情報班	
	関係機関	防災・危機管理部、NHK 水戸放送局、IBS 等報道機関	

1 市民向け緊急声明の要請先

市域に、大規模な事故災害が発生し、次に掲げる要件の1つ以上に該当する場合、本部長は、県知事に対し「市民向け緊急声明」をNHK、IBS等報道機関への要請による緊急放送その他の手段による発表を要請する。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 災害発生後6時間における職員参集率が30%未満の場合 |
| (2) 災害発生後12時間における職員参集率が50%未満の場合 |
| (3) 災害発生後24時間における職員参集率が70%未満の場合 |

2 市民向け緊急声明における要請内容

「市民向け緊急声明」における主な要請内容は、被災の状況によりその都度本部長が決めるが、おおむね次のとおりとする。

対象	主な要請内容
市民	(1) 市災害対策本部が行う対策活動への参加・協力 (2) 避難所及び被災地域における相互扶助活動への参加
協定事業所等	(1) 飲料水・食品・日用品等の被災者への無償提供の実施 (2) 医薬品・医療用資機材等の病院・救護所への無償提供の実施 (3) 災害対策本部・本庁舎・出先機関所その他の避難場所等への資機材・物資・燃料及び技術者その他活動要員の無償提供の実施
その他	(1) 市議会議員に対する全員協議会の招集 ※「市民向け緊急声明」における要請措置に関する承認・協力を得るとともに、その他必要な措置についての意見を求める。

3 市民向け緊急声明の実施期間

「市民向け緊急声明」の実施期間は、原則として災害発生直後から3日日までとする。

なお、4日目以降に関しては、市民、協定事業所・業者団体等については所管各部が、それぞれ行う対策活動に受け入れる。

4 総動員宣言の発表文例

「市民向け緊急声明」の発表文は、被災の状況によりその都度本部長が決める。

なお、総務部長、市長公室長は行政機関・事業所・団体との協定締結の拡大・強化に努めるとともに、あらかじめ幾つかの事態を想定し発表文例を作成しておくものとする。

第2節 災害情報収集伝達計画

第1 災害情報の通信連絡系統

活動項目
1 専用通信設備の運用
2 代替通信機能の確保
3 他機関の通信設備の利用
4 NTT 衛星通信電話の利用
5 放送機能の利用
6 市及び防災関係機関との連絡
7 無線通信の運用
8 アマチュア無線ボランティアの活用

担 当	責任者	総務部長
		関係各部長
	班	総務部庶務班、総務班、管財班、警防班、消防部情報班、関係各部各班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NTT 東日本茨城支店、 NTT ドコモ茨城支店、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他防災関係 機関

1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の動作確認を行い、支障が生じている場合には、緊急に復旧させる。

NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、自治体衛星通信機構の人工衛星を活用した通信設備を用いて、県への現状報告及び協力を要請するとともに、他機関への代替通信手段の確保を依頼する。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合には、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いるものとする。

(1) NTT東日本（NTTドコモ）の非常・緊急通話の利用

ア 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。

※ 災害時優先電話番号一覧 （資料編 資料3-9）

イ 災害時伝言ダイヤルの利用

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否確認を可能とする災害時伝言ダイヤル「171」を提供する。

ウ 携帯電話等移動系通信機器の利用

市は、災害対策本部員等に携帯電話を配備していることから、既設の電話番号を所轄のNTTドコモ茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。

(2) 非常通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規程による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人（市）が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人（市）は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- ①人命の救助に関するもの
- ②気象の予報（主要河川の水位含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧遭難者救護に関するもの
- ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪日立市災害対策本部、日立市防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項に基づき、茨城県から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱無線局

官公庁、会社、船舶等の全ての無線局は、非常通信を行う場合は、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（ない場合は別な用紙でも

第2章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

可)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

①あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号

②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合はカタカナ換算)にする。

③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次のマスをあけない。

④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。

⑤用紙余白の冒頭に、「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

3 他機関の通信施設の利用

市は、予警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。(災害対策基本法第55条～57条)

また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、県知事又は市長は、災害発生時における緊急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。(災害対策基本法第79条)

(1) 使用又は利用できる通信設備

・ 警察通信設備	・ 海上保安通信設備	・ 電力通信設備
・ 消防通信設備	・ 気象通信設備	・ 自衛隊通信設備
・ 水防通信設備	・ 鉄道通信設備	

(2) 事前協議の必要

市は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。また、災害対策基本法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

(3) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、「警察通信設備の使用手続」に示す手続によって行う。

※ 警察通信設備の使用手続 (資料編 資料3-2)

4 NTT衛星通信電話の利用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、一部地域に孤立地区の発生が予想される。このため、NTT東日本茨城支店においては、ポータブル衛星車を設置し、孤立防止を図っているため、一般電話等の途絶に際しては、この衛星通信電話を活用する。

5 放送機能の利用

市は、緊急を要する場合で、無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及びIBSに要請する。

なお、市の放送要請は、県知事を通じて行う。

※ NHK水戸放送局及び㈱LuckyFM茨城放送に関する放送要請手続 (資料編 資料2-4)

6 市及び防災関係機関との連絡

災害の現地において、市及び防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、市地域防災行政無線を利用する。

また、市出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との通信についても同様とする。

第2章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

※ IP無線整備状況一覧（資料編 資料3-7）

7 無線通信の運用

(1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、おおむね次のとおり通信を行う。

ア 無線機器の管理

無線機器管理の原則

- ①携帯局の集結
- ②携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、総務部長が指示する。）

イ 通信の管制

携帯型無線機からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。その他以下の原則に基づき、通信の管制を行う。

通信の統制の原則

- ①重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ②統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ③子局間通信の禁止の原則（子局間通信の必要がある時は統制者の許可を得る。）
- ④簡潔通話の実施の原則
- ⑤専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる。）

(2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- ア 使えない（不適・故障・電源不良等）
- イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

対 応 策 事 例

- ①使えない時
当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。
- ②混雑している時
混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要する時は、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。
- ③聞き取りが困難な時
周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応することとし、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。
(無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。)

8 アマチュア無線ボランティアの活用

アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定に基づき、市内の災害状況等の情報収集の協力を要請する。

第2章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

※ アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書（資料編 資料 2-12）

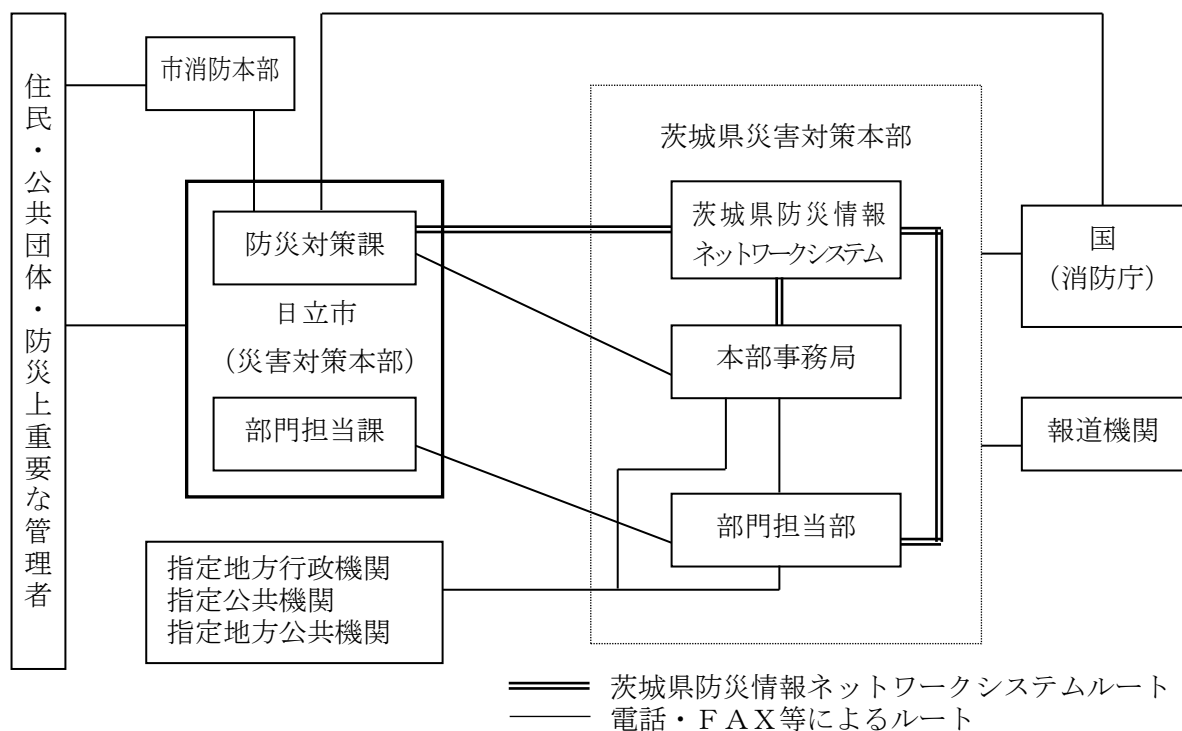
第2 被害情報及び災害情報の収集・伝達

活動項目	
1	被害情報等の収集報告・系統
2	被害状況の収集及び防災情報の収集
3	情報のとりまとめ
4	県（災害対策本部）への報告等

担 当	責任者	総務部長
		都市建設部長、消防長、関係各部長
	班	総務班、防災無線班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、警防班、 警備班、各部庶務班
	関係機関	各項目に記載

1 被害情報等の収集報告・系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



《用語の定義》

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）

部 門 担 当：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支 所 班：災害対策本部各支部（災害対策本部未設置の場合は、各支所）

2 被害状況の収集及び防災情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

事故災害が発生したとき、各部長は、その所管とする施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき

第2章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

内容をまとめておく。

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア 市民等の安否に関する情報

- 市民の安否
- 要配慮者の安否
- 児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否

イ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- 庁舎（本庁舎、各部出先機関）
- 消防本部・各署、警察署、保健センター、その他国・県の施設
- 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

ウ 救援救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）

- 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
- 福祉センター、老人ホームその他要配慮者施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

エ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）

- 海岸及び河川の堤防、護岸等
- 住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等

オ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）

- 常磐自動車道
- 幹線道路、その他重要な道路、橋梁、信号等
- 鉄道線路、駅舎等
- 民間大手物流センター等

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式 （資料編 資料 22-1）

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部（出先機関を含む。）の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。

市及び防災関係機関それぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである

表 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調 査 実 施 者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部 (管理者)	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 2 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 3 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職 務 上 の 関 連 部 (課)	1 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 2 その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 3 関連施設などの対策実施のための協力可能能力の現況 4 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況
	総 務 部 庶 務 班	1 火災発生状況（炎上、延焼、消防隊の配置） 2 避難の必要有無及びその状況 3 道路、橋梁、信号等の被災状況 4 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 住宅の被害その他の物的被害 6 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害 ※これらの情報収集については、主に総務部応援班で対応する。 7 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 8 住民の行動、避難状況、要望等 9 現地での応急対策活動上の問題点 10 その他本部長が必要と認める特命事項
	参集職員・市民からの情報集約	災害発生直後、1～2時間は比較的電話がつながりやすい。 また、職員参集のたびに途上の情報も同時にもたせられる。 初期においては、調査班が電話・面接等により上記について集約し、地図上に整理し全体像を視覚化する。
	都市建設部庶務班、 土木班、管理班ほか 関係各部庶務班	1 火災発生状況 2 避難の必要有無及びその状況 3 主要な道路、橋梁等の被災状況 4 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 救援救護基幹施設の現在状況 6 電気・ガス・電話・上下水道の供給状況 7 災害危険箇所等の現在状況
	消 防 部	1 すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） 2 住宅の被害（物的被害） 3 火災発生状況及び火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援救護情報及び救急医療活動情報 6 避難道路及び橋梁の被災状況 7 避難の必要の有無及びその状況 8 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
	その他の防災機関	1 市の地区内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既 に取った措置 2 震災に対し、今後取ろうとする措置その他必要ある事項

3 情報のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の統括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	事務局長	総務部長
取扱責任者	総務班長	防災対策課長

(2) 各部から本部長への報告

各部は、事故災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の手順のとおり、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害情報の第一報（安否に関する情報）は災害発生後1時間以内に行う。また災害発生当日については1時間ごとの定時報告を行う。

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式 （資料編 資料 22-1）

(3) 被害状況のとりまとめ

総務部長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア	確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
イ	至急確認すべき未確認情報の一覧
ウ	至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
※	例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」
エ	情報の空白地区の把握
※	大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。
オ	被害軽微もしくは無被害である地区の把握
カ	応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

4 県（災害対策本部）への報告等

(1) 報告の方法等

日立市の地域に事故災害が発生したとき、又は発生が予測されるときは、すみやかに被害情報を収集して県に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省）に報告するものとし、事後速やかに県へ報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときには、その旨を国（総務省）及び県に報告する。

(2) 報告すべき事項

ア	災害の原因（※林野火災、道路、鉄道等の別）
イ	災害が発生した日時
ウ	災害が発生した場所又は地域
エ	被害の状況（被害の程度は、被害認定基準に基づく。）
オ	災害に対して既にとられた措置及び今後とらうとする措置
①	災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
②	主な応急措置の状況
	（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
③	その他必要事項
カ	災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
キ	その他必要な事項

第2章 災害応急対策計画

第2節 情報収集伝達計画

(3) 報告の実施手順

ア 担当者

県本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）への報告は、本部長の指示に基づき、総務部長が行う。

イ 報告の方法

- ①報告は、茨城県防災情報ネットワークシステム（端末）又は一般加入電話、FAX その他により行う。
- ②通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努めるものとする。
- ③報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告するものとする。

ウ 報告先

県防災・危機管理課又は消防安全課 029-301-8800

(4) 報告の区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

報告の種類		報 告 の 内 容	報告時期・方法等
災害緊急報告		県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報 1 人的被害 2 住家被害（全壊・半壊・床上浸水等） 3 公共施設等の被害 4 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5 輸送関連施設被害 6 ライフライン施設被害 7 火災（地震による火災発生の場合による。） ※上記1～7に係る被害発生・拡大の見込み、応急対策状況、復旧見込等含む。） 8 避難状況、救護所開設状況 9 災害対策本部設置等の状況 10 災害状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細判明の都度直ちに〔電話・FAX〕
災害 総 括 報 告	即 報	被害及び措置情報の全般的情報を定時報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災対本部の設置職員配備、住民避難等状況	①原則1日2回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで（端末入力）

第 2 章 災害応急対策計画

第 2 節 情報収集伝達計画

	確定報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10 日以内に報告 1 被害情報 市の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害総額情報 市内の施設被害総額及び産業別被害額	応急対策終了後 10 日以内 （端末入力、文書）
	年 報	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	4 月 20 日まで （端末入力、文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時、場所、原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則 1 日 2 回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで（端末入力）

第3 関連情報の収集・伝達

活動項目
1 近隣・周辺市町村の情報
2 生活関連施設の復旧状況情報
3 市外の情報

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 各情報の取りまとめ及び下記以外のライフライン・鉄道 施設復旧状況
		公営企業管理者(上下水道部長) ※上下水道施設復旧状況
	班	総務班、情報班、上下水道部総務班、調査復旧班(水道)、 調査復旧班(下水道)
	関 係 機 関	県(防災・危機管理課、高萩工事事務所) 日立警察署、近隣・周辺市町村、NTT 東日本茨城支店、NTT ドコモ 東京電力パワークリット日立事務所、東京ガス日立支店、 JR(日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅)、NHK 水戸放送局、 LuckyFM 茨城放送、その他の報道機関

1 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、総務部長が行う。

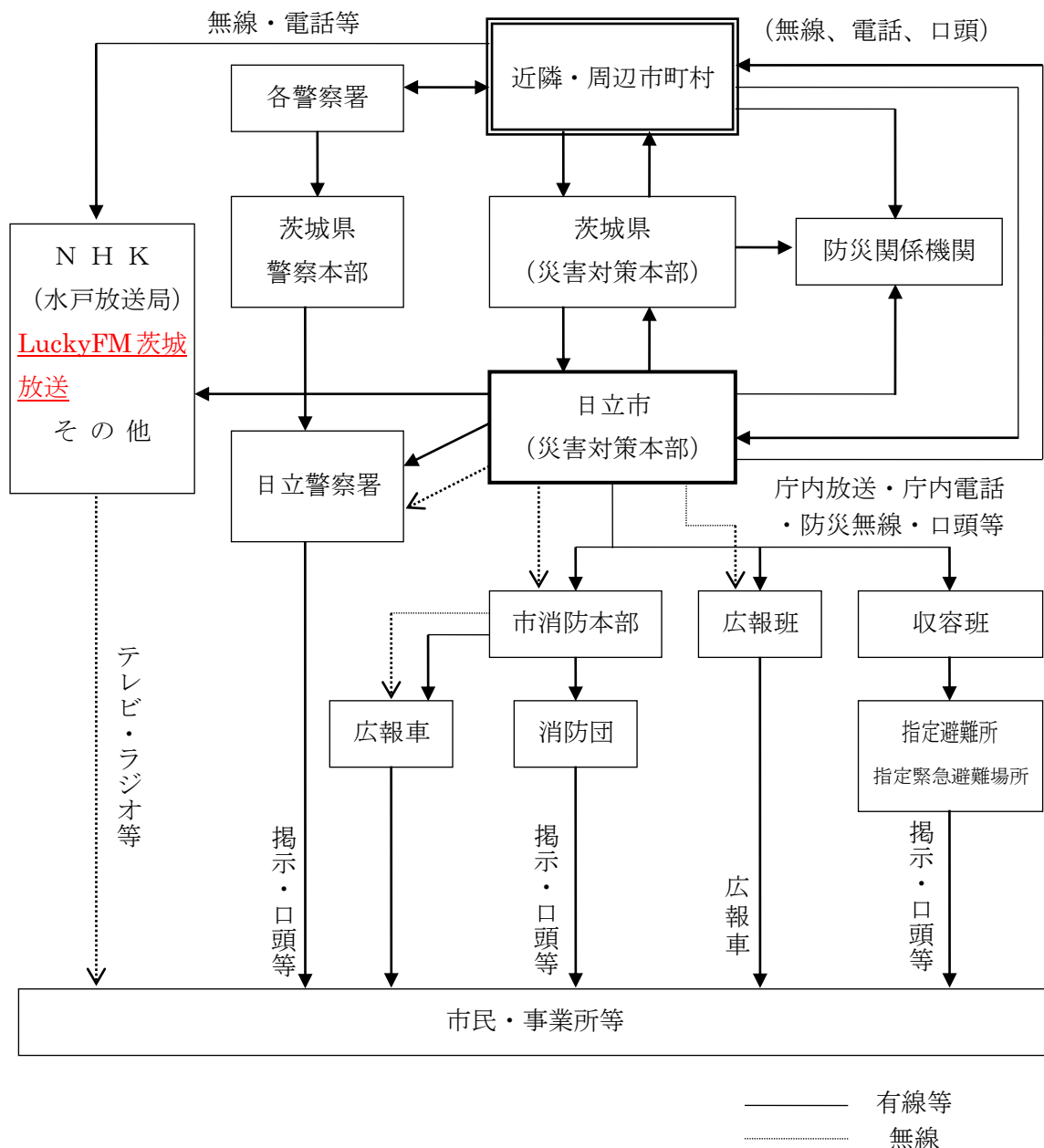
総務部長は、特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者や観光客の
帰宅困難状況や被害程度等の情報提供を中心として行う。

また、その必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに本部長（市長）、副
本部長（副市長）に報告するとともに、各部長に伝達する。

伝達を受けた各部長は、部内の職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連
携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講じる。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、以下のとおり行う。また、茨
城県防災情報ネットワークシステムで共有化された情報を活用する。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統



2 生活関連施設の復旧状況情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下をまねく主要な要因のひとつとなるおそれがある。

そのため、市は、市民に対して、日頃より「災害時においては電話等による問い合わせを行わない」よう協力を要請し、また災害対策本部に際しては自粛呼びかけを徹底させるとともに、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める必要がある。

生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は、総務部庶務班が担当する。

なお、生活関連施設の復旧状況情報の収集・受領・伝達系統については、近隣・周辺市町村の情報に準じて行う。

3 市外の情報

総務部総務班長は、災害が発生しその必要があると認めた場合は、以下の手段により、主に市外に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報の収集を中心として、情報収集を行い、市が行う広報活動や被災者総合相談所の開設時期等における基礎的資料としての活用を図る。

(1) 県防災・危機管理課からの情報収集

市外の防災情報については、県、隣接市町村相互の情報交換によるデータ収集が可能である。主に市外の事業所、学校等における被害状況や安心情報の収集を中心として、県防災・危機管理課からの情報収集を行う。

(2) ラジオによる市外の情報収集

総務班長は、災害が発生し、その必要があると認めた場合は、ラジオ（NHK、LuckyFM 茨城放送）による情報聴取専従要員をそれぞれ配置し、市外の安心情報その他の放送内容を聞き取り、記録を行う。

第3節 災害時の広報

第1 災害時広報体制の確立

活動項目
1 市長公室(広報班)の役割
2 出先機関・避難所の役割
3 防災関係機関との連携
4 主に広報すべき情報項目

担 当	責 任 者	市長公室長及び総務部長
		保健福祉部長
		消防長及び関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関係機関	NTT 東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド 日立事務所、東京ガス日立支店、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関、市内関係機関・事業所・団体等

1 市長公室(広報班)の役割

市長公室長は、本部長の有無に指示に関わらず、以下のとおり災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料の作成	(1) 総務班からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（インターネットによる情報提供） (3) 専用ファックス、伝令等による各部及び出先機関・避難場所への広報用活動資料の配布 (4) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティ FM 等による情報収集
「日立市報」発行体制の確立	(1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む。） (2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） (3) 災害発生2日目以降毎日発行
要配慮者向け広報体制の確立	(1) 社会福祉協議会との連携 ○外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○翻訳・点字ボランティアの確保 (2) 要配慮者向け広報資料の作成 (3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成

第2章 災害応急対策計画
第3節 災害時の広報

報道機関対応	(1) NHK等の放送機関へ放送するための県への要請 (2) LuckyFM茨城放送への放送要請 (3) JWAYへの放送要請 (4) 外国人・聴覚障害者向け放送枠確保の要請 (5) 記者クラブ各社、報道機関市内及び周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設
広報活動班の編成	(1) 広報車巡回等による広報活動 (2) その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

2 出先機関・避難所の役割

出先機関及び避難所は、広報班から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難場所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
資料を使用する 広報活動	(1) 市出先機関が担当地域内において広報活動 (2) 避難所担当者が避難所内において広報活動 (館内放送、口頭伝令による。)
「日立市報」の配布 (チラシ等)	(1) 市出先機関が管内の避難所に送付する。 ただし、通信回線が不通の場合は、車両(広報車、食糧輸送車等)により避難場所、各支所・交流センターへ送付。 (2) 市出先機関が担当地区内に掲示・配布する。 (3) 避難所担当者が避難所内で掲示・配布する。

3 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

(1) NTT 東日本茨城支店

NTT 東日本茨城災害対策室は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
ア 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等	テレビ・ラジオ
イ 通信の途絶又は利用制限の状況	新聞等の媒体
ウ 利用制限をした場合の代替となる通信手段	広報車、チラシ
エ 利用者に協力をお願いする事項	窓口案内掲示
オ その他必要な事項	市への依頼(広報紙等)

(2) 東京電力パワーグリッド日立事務所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況により、復旧予定時間等については、市本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

第2章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

主な広報事項	広報手段
ア 第1段階（安全、危険防止） ①無断昇柱、無断工事をしないこと。 ②断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること。 ③屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。 ④その他事故防止のための留意すべき事項 イ 第2段階（被害状況） ①停電区域 ②停電事故復旧状況 ③停電事故復旧見込み ウ 市民対応窓口の確立 需要者からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店等の能率的受付体制を確立しておく。	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車、窓口対応、市への依頼（広報紙等）

(3) 東京ガス日立支店

大規模な事故災害が発生した場合には、被害の程度に応じてブロックによる供給停止や必要な場合における緊急遮断や減圧措置等を行う。

そのため、事故災害時にはガスによる二次災害を防止し、住民の不安解消を図るため、広報車による広報、市・消防本部（署）、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくり広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

(4) JR東日本水戸支社（市内各駅・各車両）・茨城交通（バス）・その他の公共交通機関

JR東日本水戸支社（市内各駅・各車両）・茨城交通（バス）・その他の公共交通機関においては、おおむね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。な

お、バスその他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主な広報事項	広報手段
ア 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う。 イ 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、連行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。	構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等 市への依頼（広報紙等）

(5) 宿泊施設等

宿泊施設等においては、概ね次の事項に重点をおいて広報活動を実施し、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

第2章 災害応急対策計画
第3節 災害時の広報

主な広報事項	広報手段
被害の状況を考慮して、利用客及び公衆等に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物の注意、周辺の状況、利用客の取るべき行動、施設側が行う対応等について放送案内を行々とともに、視覚障害者へ正確で分かりやすい文書等を配布する。	館内放送 職員口頭 掲示等 市への依頼（広報紙等）

4 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
(1) 災害発生直後の広報 ア 事故等に関する情報 イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ウ デマ情報、パニック防止への呼びかけ エ 避難指示等の避難情報 オ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ カ 市内の被害状況の概要 ①被害の発生状況 ②建物損壊の発生状況 ③道路損壊、その他地盤災害の発生状況 キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること ①本部の設置 ②被災者総合相談所の設置 ③避難所、救護所の設置 ④その他必要な事項 ク 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ (2) 被害の状況が静穏化した段階の広報 ア 被害情報及び応急対策実施に関すること ①被災地の状況 ②避難所、救護所の開設状況 ③応急給水の実施状況 (給水拠点の位置、給水実施予定地等) ④応急給食・その他の救援活動の実施状況 ⑤ごみ、がれきの収集方法その他 イ 安心情報 ①「・・・地区は被害なし」 ②「・・・小学校児童は全員無事に・・・へ避難」 ③その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報 ウ 生活関連情報 ①水道の復旧状況 (その他施設の被害状況、水質についての注意等) ②電気、ガス、下水道の復旧状況 ③食糧品、生活必需品の供給状況	広報車 口頭伝達 (市職員による) 隣接市町村への広報依頼 テレビ・ラジオ インターネット ケーブルテレビ等 「日立市報」 ビラ配布、掲示 市ホームページ テレビ・ラジオ ケーブルテレビ

第2章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

エ	通信施設の復旧状況	
オ	道路交通状況	
カ	バス、電車等交通機関の復旧、運行状況	
キ	医療機関の活動状況	
ク	その他必要な事項	

第2 広報活動用資機材及び要員の確保

活動項目
1 拡声器付車両・資機材等の調達
2 編集要員の確保
3 広報活動要員の確保

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関、各事業所・団体

1 拡声器付車両・資機材等の調達

(1) 市保有現在量の把握

総務部長は、本部長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

(2) 資機材等の調達

市保有現在量では対応が困難な場合や、拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

ア 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

イ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

ウ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

2 編集要員の確保

(1) 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人、聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

第2章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

3 広報活動要員の確保

(1) ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他市町村職員の応援派遣を「災害時における茨城県内市町村間の相互応援に関する協定」に基づき、要請する。

※ 本章第8節「広域応援要請計画」

第3 市による広報活動の実施要領

活動項目	
1	広報車の利用
2	市職員の口頭での伝達
3	市施設における掲示等
4	インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信
5	隣接市町村への広報依頼
6	緊急警報放送等の要請
7	広報文

担当	責任者	総務部長、市長公室長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、総務部応援班、各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関

1 広報車の利用

市長公室長が広報文を作成し、総務部及び市長公室班員広報班が行う。

総務部長及び市長公室長は、必要に応じて他部に車両や人員、市内事業所・団体等からの車両の調達により必要地域へ広報車を出動させる広報活動を実施する。

広報車による広報は、音声のほかビラ・チラシ等印刷物の配布に努める。また、他部の車両確保については、総務部庶務班が行う。

広報車用車両に指定された車両については、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア 避難の指示 イ 事故に関する情報	○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、

第2章 災害応急対策計画
第3節 災害時の広報

ウ その他	次の配慮を行う。 ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● 3回以上繰り返す。 ● 車両をゆっくり運行させる。
時期又は地域を限定した場合	○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える。 ● 3回以上繰り返す。 ● 車両をゆっくり運行させる。
ア 事故に関する情報 イ 防疫、清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 力 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	

2 市職員の口頭での伝達

出先機関及び避難場所の要員が各地区において行う。

広報車の活動が不可能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。

原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら、広報活動を実施するよう努める。

また、必要な場合は、あわせて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達 ア 避難の指示 イ 事故に関する情報 ウ その他	○事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 ●音量・音質・共鳴を考慮 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことはいわない。
時期又は地域を限定した場合 ア 事故に関する情報 イ 防疫、清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 力 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	○市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 ○屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 ●音量・音質・共鳴を考慮 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことはいわない。 ○ビラ・チラシ等の印刷物をあわせて配布するよう努めること。

第2章 災害応急対策計画

第3節 災害時の広報

3 市施設における掲示等

市長公室長は、「日立市報」を災害発生後2日間には発行する印刷物を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。これによる情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止する。

なお、発行された市報は、本庁舎においては市長公室職員が、避難場所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う

4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信

市長公室長は、総務班と連携し、インターネット・ケーブルテレビ等を活用して情報発信に努める。

5 隣接市町村への広報依頼

市長公室長は、隣接市町村との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、上記の手段では不十分若しくは適切でないと判断される場合については、本部長通じて、隣接市町村に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

6 緊急警報放送等の要請

市長公室長は、事故災害が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認める場合は、発生後2時間を目処として、NHK等の放送機関において、緊急本部長声明を発表する。

市長公室長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送（※）の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告するものとする。

※ 避難指示その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち、緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき「緊急警報」を要請することができる。

7 広報文

市長公室長は、広報文については、適宜作成する。

なお、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、その内容を随時見直し、必要な修正を行う。

第4 報道機関への発表・協力要請

活動項目
1 市の発表
2 消防本部（署）の発表
3 緊急警戒放送等の要請

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	秘書班、広報班、消防部情報班
	関係機関	NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関

1 市の発表

(1) 本部設置前

本部長の指示又は市長公室長の指示により、広報班長は報道機関に対して、記者クラブを通して災害に関する情報の発表・協力を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、広報班長は、本部が設置された場合は、臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

2 消防本部（署）の発表

消防本部（署）が行う警戒防御に関する発表は、総務部長が行う共同記者会見の場で、指定する幹部が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については日立市消防本部の定めによる。

3 緊急警戒放送等の要請

市は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として有効に活動できるよう必要な情報提供を行う。

なお、ラジオ・テレビに対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行う。

※ NHK水戸放送局及びLuckyFM 茨城放送に対する放送要請手続 （資料編 資料2-4）

第4節 消防・救助救急活動計画

第1 消防活動

活動項目
1 活動体制
2 消防活動の方針及び原則
3 消防団の活動
4 消防水利の確保
5 応援消防隊の受入れ

担当	責任者	消防長
		消防団長 ※消防団活動の統括
		総務部長 ※他部・関係機関との連絡・調整
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、総務班
	関係機関	県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、日立警察署、日立赤茨城県支部、日立市医師会、消防団、東京電力パワーグリッド日立事務所、東京ガス日立支店、日立市危険物安全協会、茨城県高圧ガス保安協会、危険物・有毒物取扱施設管理者

1 活動体制

(1) 消防本部の活動体制

大規模な事故災害等の災害発生時においては、消防部は、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。

また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず所定の部署に参集する。

消防長は、参集職員をもって常備の部隊に合流させ、部隊の増強を図る。

項目	活動体制
非常配備体制	市域に大規模な事故災害等により火災又は救助、救急等の事象が発生した場合は、事故災害非常配備体制を発令し事前計画に基づき直ちに活動を開始する。
非常招集	事故災害非常配備体制を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員は、招集計画に基づき別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

2 消防活動の方針及び原則

市域に大規模な事故災害等の災害が発生した場合における消防活動は、以下の方針及び原則に基づき行う。

項目	活動体制
活動方針	災害時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

活動方針	(1) 避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 (2) 重要地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素の高い地域を優先に消防活動を行う。 (3) 消火可能地域の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。 (4) 市街地火災の優先 工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。 (5) 重要対象物の優先 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。 (6) その他 ア 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 イ 消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	(1) 災害に伴う火災、救助、救急等の発生・要請件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 (2) 災害発生後1時間経過後においても「災害の全体像」が掌握できない場合は、地震防災基礎調査に基づく延焼予測結果等を活用し効率的な部隊運用を図る。
情報収集	(1) 所定の計画に基づき119番情報や主要地域への偵察隊派遣による市内の状況確認、参集職(団)員情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。 (2) 消防本部通信指令室通信システム及び防災行政無線等を活用し円滑な情報伝達、管理を行う。 (3) 市本部又は防災関係機関へ職員を派遣し相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。

3 消防団の活動

出火の防止	災害の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。 出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
情報の収集	各分団に指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事案の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに本部長又は消防長からの指示伝達を行う。

消火活動	消火活動は、単独又は消防署と協力して行う。 また主要避難路の確保のための消火活動を行う。
消防署隊への応援	消防署（出張所）の消防隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
応急救護	要救助者の救出と負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所への搬送を行う。
避難誘導等	避難勧告指示等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 また、避難場所の防護活動を行う。

4 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

(1) 河川等の自然水利

河川等が現場直近にある場合に活用する。

なお久慈川、十王川等については、無限水利として大火災の発生等通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に備え、小型動力ポンプ等の消防資機材の整備を図る。

(2) 防火水槽・プール等

防火水槽等、水利容量に制限のある水利については、40 立方メートル 1 隊の消防隊配置を原則として活用する。ただし、充水措置が出来る場合は、40 立方メートル 2 隊とすることができる。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（消防隊 1 隊 2 口放水の場合、40 立方メートル防火水槽に 2 隊が使用すると約 18 分。60 立方メートル防火水槽に 3 隊が使用すると約 18 分で使用不能となる。）を判断し早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、河川等利用可能なすべての水利を活用する。

(4) 企業局との協力

市企業局は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に協力する。

また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

※ 応急給水資機材等一覧表 （資料編 資料 18-1）

※ 消防水利の現況 （資料編 資料 9-6）

5 応援消防隊の受入れ

消防長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、本部長は、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、他市町村及び他都道府県の応援部隊の派遣を要請する。

また、消防応援を求められた時は、「茨城県応援出動計画」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第4節 消防・救助救急活動計画

これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

(2) 先導隊の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各1名ずつ職員を添乗させる。

(3) 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舎については、市が確保する。

なお必要に応じて県（防災・危機管理課）に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定等に基づき行う。

※ 茨城県広域消防相互応援協定（資料編 資料9-10）

※ 日立市消防本部消防応援等に関する要綱（資料編 資料9-16）

※ 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（資料編 資料9-17）

第2 救助・救急

活動項目	
1	活動体制
2	各部の任務
3	消防本部の任務
4	日立警察署の任務
5	救助・救急資機材の調達
6	自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

担 当	責 任 者	消防長	※ 消防救助隊の運用及び消防団活動の統括
		都市建設部長	※ 救助活動に必要な重機等機材の確保及び支援
		保健福祉部長	※ 救助・救急体制の関係機関との連絡調整
		総務部長	※ 他部・自衛隊等関係機関との連絡調整
担 当	班	消防部庶務班、警防班、警備班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、応援班、保健福祉部庶務班、保健班、総務部庶務班、総務班	
	関係機関	県（防災・危機管理部、保健医療部）、自衛隊、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、消防団、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会、自主防災組織	

1 活動体制

日立市消防本部は、それぞれの消防活動、警備方針によるほか県、日立警察署、県医師会、日立市医師会、日赤茨城県支部、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と密接

第2章 災害応急対策計画

第4節 消防・救助救急活動計画

な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

また、都市建設部は救助活動を支援し、総務部は関係機関に対し、災害派遣要請等を行う。

2 各部の任務

(1) 都市建設部の任務

ア 被害状況に応じて救助活動班を編成し、消防長と連絡・調整のうえ、救助活動の支援にあたる。

イ 都市建設部長は、災害発生後直ちにあらかじめ締結している協定等に基づき、業種別団体・事業所に対し、救助活動に必要となるバックホウなどの建設機器、エアジャッキ・チェーンソー等の資機材及び作業員の派遣協力を要請する。

(2) 総務部の任務

ア 警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

イ 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。

ウ その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

3 消防本部の任務

(1) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し、救命措置等の優先度を判断するにあたり、医療機関等と協力し、トリアージを実施する。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は、救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命可能性の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 3 活動体制及び内容 (1) 救助・救急活動は救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資機材を活用し組織的な人命救助・救急活動を行う。 (2) 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り効果的な活動を行う。 (3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。

第2章 災害応急対策計画
第4節 消防・救助救急活動計画

		(4) 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし救急資器材を有効に活用して安全な医療機関に搬送する。 (5) 重症者の判定は、バイタルサイン（主に脈拍、血圧、呼吸、体温、意識状態など）のチェック等により行う。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命措置を要する者を優先とする。 なお、搬送に際しては、消防部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプター等により行う。 2 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して、他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に、現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効率的な救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制の確保を図る。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
消防団		1 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 2 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、消火・救出活動等、必要な活動に従事する。

※ 茨城DMAT運営要綱（資料編 資料9-19）

4 日立警察署の任務

(1) 救助・救急活動

機関名	対応措置
日立警察署	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。 3 救出・救助活動にあたっては、保有する装備・資機材等を有効に活用する。 4 市、消防署、日赤等関係機関と積極的に連携し、負傷者等の救出・救助に万全を期する。

(2) 救助・救急活動を円滑に行うための任務

機関名	対応措置
日立警察署	1 救助・救急活動現場周辺地域の交通のコントロール 2 必要な場合の立ち入り禁止区域の設定、監視 3 行方不明者の搜索 4 死傷者の身元確認 5 救出者の救出時における状況記録作成（挫滅症候群、内臓損傷、頭部損傷その他生命危険のおそれのある事象の有無等を中心として） 6 事故原因の調査

第2章 災害応急対策計画

第4節 消防・救助救急活動計画

5 救助・救急資機材の調達

- (1) 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- (2) 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの、又は民間業者等から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。（前項2「都市建設部の任務」も参照）

6 自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、参加する。

また、市など防災関係機関から要請された場合は建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

第5節 医療救護・防疫等活動計画

第1 医療救護

活動項目
1 情報の収集・提供
2 医療救護活動
3 収容医療機関の確保
4 重傷者等の搬送体制の確立
5 医薬品・資機材等の確保
6 平常時医療救護体制への移行

担当	責任者	保健福祉部長
		消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、各報道機関、その他市内関係機関・事業所・団体

1 情報の収集・提供

市は、県及びその他の市町村、消防機関、医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、IP無線や地域防災行政無線の災害医療拠点病院等への整備や救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの構築を図る。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

2 医療救護活動

(1) 実施機関

ア 医療救護は、本部長の指揮のもと、保健福祉部長が中心となって実施する。

保健福祉部長は、必要と認めた場合は、本部長の指示有無に関わらず、災害時医療救護体制を確立し、医療救護を実施する。

イ 市に災害救助法が適用されたときは、県（保健福祉部長）は、本部長からの要請若しくは医療救護活動が必要と認められた場合に医療救護班を編成し、被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は日立保健所に派遣するように努める。

また、急性期における災害医療を担うDMATについても同様とする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

(2) 救護班出動の要請及びその役割

ア 市の役割

①保健福祉部長は、以下の救護班に出動を要請し、必要な措置を講ずるものとする。

具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

項目	手順その他必要事項
日立市医師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
日立歯科医師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
日立薬剤師会への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 医療救護所への薬剤師派遣の要請 (3) 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
医療救護所の設置	(1) 医療救護所設営要員の派遣 (2) 精神科拠点救護所の設置
関係各部長及び 県等への協力要請	(1) 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (総務部長・広報班長) (2) 場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 (都市建設部長等) (3) 県により編成される医療救護班の派遣要請 (県保健福祉部) (4) 日赤茨城県支部に関する医療救護班の派遣要請 (5) その他の協力要請 (その他各部長・関係機関)
収容医療機関の確保	(1) 市内収容医療機関の現況把握 (2) 市外収容医療機関の確保（受入れ要請） (県保健福祉部・周辺市町等)
搬送体制の確立	(1) 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） (2) 救急車両他搬送用車両の確保 (3) ヘリコプターの確保（県・民間）（自衛隊等）
報道機関対応 ※秘書班長を通じて行う	(1) NHK等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 (2) 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	(1) 日立市医師会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 医療救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 (4) 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給 (5) 市民対応

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

②その他協力要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき協力を要請する。

※ 災害時の医療救護活動に関する協定書（資料編 資料 12-4）

※ 災害時等の相互応援に関する協定（資料編 資料 2-1）

イ 茨城県の役割

①近隣縣市への応援要請

市から県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合には、近隣縣市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。

また県は、被災者の避難所生活が長期にわたると見込まれるときは、市との連携の基に、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

避難所救護センターの業務は、保健所長が統括し、精神科・歯科等も加え、きめ細かな対応を図るとともに、必要に応じて、周辺地域への巡回活動を行う。

②支援の受入れ及び他地域への応援

県は、協定等に基づく他都縣市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入れ及び市保健センター等への派遣を行う。

ウ 日立市医師会・日立歯科医師会・日立薬剤師会の役割

日立市医師会等は、保健福祉部長から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救助物資等を活用し、以下のとおり医療救護活動を行う。

①運営体制

市保健センター内に、日立市医師会医療救護対策本部を置く。本部要員はその都度、日立市医師会責任者が決める。

また、日立市医師会医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたりとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお、日立市医師会会長は自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができるものとする。

この場合、日立市医師会会長は、直ちに市に通報するとともに、事務連絡要員等の派遣を要請する。

また、通信網が途絶した状態の場合、日立市医師会会員は、あらかじめ定める医療救護所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

また、日立歯科医師会、日立薬剤師会も上記に準じて活動を行う。

②医療救護所への要員派遣

各医療救護所へ派遣する要員の編成については、医師会医療救護対策本部がその都度決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各医療救護所				備考
医師	歯科医師	薬剤師	事務・連絡要員	
2名	1名	1名	2名※	※事務・連絡要員は市職員等をもってあてる。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

③本部組織の目安

日立市医師会医療救護対策本部の構成は、その都度日立市医師会責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役割項目
本部班	○市内外医療救護ボランティア申出の受付 ○医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等 ○医療救護関係団体との連絡・調整 ○医療救護要員派遣計画の作成・調整 ○活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班	○市、防災関係機関との連絡調整 ○医薬品、医療資機材、物資の調達・保管 ○資金管理、伝票整理その他財務に関すること。 ○食事の提供、睡眠スペースの確保 ○その他本部機能維持業務に関すること。

(3) 医療救護所設置の目安

ア 設置場所

保健福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり日立市医師会、消防署、警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。

医療救護所	①市保健センター、十王総合健康福祉センター ②避難場所 ③その他本部長が必要と認めた場所
-------	--

また、必要があると認める場合は、県に対して医療救護所設置を要請し、保健所又は県の施設内に設置するものとする。

ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、県が設置するものとする。

イ 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、医師会医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

なお、保健福祉部長は必要なバックアップに万全をつくす。

ウ 日立薬剤師会等の協力を得て、各医療救護所に1名以上の薬剤師が常駐するよう努める。

エ 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。あわせて市保健センター及び十王総合健康福祉センター内に精神科救護所を設置し実施する。

(4) 医療救護及び助産活動のあらまし

保健班の医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が医療救護所において、以下のとおり実施する。

また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

なお、医療救護班は、区分の判定及び転送の要否の決定を重点にして救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

- 被災者のスクリーニング（症状判別）
- 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- 医療機関・後方医療施設への転送の要否の判断及びその順位の決定
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療措置
- 助産救護
- 死亡の確認
- 死体の検案
- その他状況に応じた処置

ア 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。

なお、被災の有無及び経済力を問わない。

助産の範囲は以下のとおりとなっている。

- 分娩の介助
- 分娩前、分娩の処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は市負担とする。

※ 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（収容医療機関など）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

3 収容医療機関の確保

市域で事故災害が発生した場合には、医療機関施設についてもなんらかの被害を受けスタッフもまた被災者となる。また、多くの被災者が重傷・軽傷の区分なく各病院に殺到し一時的な混乱に拍車をかけることも想定される。

そのため、この計画では市内の病院施設並びに市外にある高度収容医療機関能力を有する病院施設をあらためて以下のように位置付け、収容医療機関を確保するよう定める。

○中継拠点病院

中継拠点病院は、各救護所で重傷病の疑いのあると判断された被災者をすべて受入れ応急的な救命措置を施す。その後24時間経過観察を経て入院治療の必要の有無・受入先施設の特定を行うなどの「中継機能」を果たす。

○後方支援病院

市外にある高度収容医療能力を有する病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設は全て受入先の対象となる。

(1) 中継拠点病院の確保

ア 措置のあらまし

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、又は災害の発生により必要と認めたとき、以下のとおり中継拠点病院に対し要請する。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

- ①中継拠点病院の被災状況の把握
- ②患者緊急受入れのためのベット確保の要請
- ③患者緊急受入れのための要員確保の要請
- ④中継拠点病院としての機能を果たすために供給が必要な物資等の把握
(医薬品、医療用資器材、水、燃料、通信手段等)

イ 中継拠点病院

災害時に中継拠点病院となる施設を設ける。

(2) 後方支援病院の確保

ア 措置のあらまし

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、又は災害の発生により必要と認めたとき、県を通じて以下のとおり後方支援病院を確保する。

- ①受入れ可能な総合病院・専門病院への受入要請
- ②近隣都県への受入要請
- ③その他都道府県への受入要請

イ 後方支援病院該当施設

災害時に後方支援病院となる施設を確保する。

4 重症者等の搬送体制の確立

(1) 搬送に関する基本方針

多数の患者が同時多発的に発生し、しかも市内の医療機関の医療救護サービス供給能力を著しく超えると判断される場合、保健福祉部長は、以下の基本方針に基づき搬送体制を整える。

ア 救護所において、重傷者と判定されるものは全て、別に定める中継拠点病院へ搬送する。(第一次トリアージ・第一次搬送)

イ 中継拠点病院において、搬入された患者を診断し、必要な応急処置を施し、経過後24時間観察する。

ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。(第二次トリアージ)

ウ 中継拠点病院において24時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。

この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また必要により看護婦を同乗させる。(第二次搬送)

(2) 搬送手段の確保

原則として、被災現場から救護所までは、保健福祉部、都市建設部及び消防本部(消防警備班、消防団)が警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て車両若しくは担架による搬送を実施する。

また、救護所から中継拠点病院並びに後方支援病院等への搬送については、保健福祉部長が以下のとおり車両若しくはヘリコプターを確保し行う。

- ア 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請
- イ 消防署以外の救急車両を各医療救護所に集結させ搬送を要請
- ウ 市有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- エ 県へ患者搬送のためのドクターヘリ及び茨城県防災ヘリの出動を要請

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

保健福祉部長は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し、既成の地図を基にして、「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布する。

イ 搬送帰りクルマの有効利用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替え用）等必要な物資の補給活動に活用するなど、運用に留意する。

5 医薬品・資機材等の確保

(1) 医薬品・医療用資機材

ア 各医療救護班の対応

医療救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- ①医療救護対策班は、各保管場所において市の現有医療資機材及び医薬品を確保し医療救護所に携行する。
- ②市の要請により、出動した日立市医師会医療救護班が使用する医薬品医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- ③県により編成された医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

イ 不足のときの調達方法

保健福祉部長（医療救護対策班）は、各医療救護対策班が医療・救護助産活動のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、日立市薬剤師会の協力により調達する。

また、県保健福祉部は、県医薬卸売業組合に流通備蓄している災害用薬品等を「緊急備蓄医薬品等配送フローチャート」により、速やかに供給し、日赤茨城県支部、県薬剤師会その他関係機関との連携を図り調達に努める。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、茨城県赤十字血液センターが調達・供給する。

また、医薬品等の陸路での供給が困難な場合は、県防災ヘリコプターによる輸送を講じることとなる。

総務班は、市民への献血呼び掛けを要請する。

6 平常時医療救護体制への移行

(1) 移行時期の目安

災害時医療救護体制がしかれる時期は、災害発生後14日目までを目安とする。

なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

(2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、おおむね以下の基本方針に基づき行う。

- ア 災害発生後1週間については、日立市医師会会員を含めた医療救護所体制による。
- イ 災害発生後1週間経過後については、避難所における医療救護所を随時縮小するとともに、原則として日立市医師会会員を医療救護所要員から外し、県派遣医師及び応援医師による体制とする。
また、自身の診療所を再開することが可能な日立市医師会会員については、その早期再開を促す。
- ウ 医療救護所の診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該医療救護所を閉鎖する。

(3) 措置のあらまし

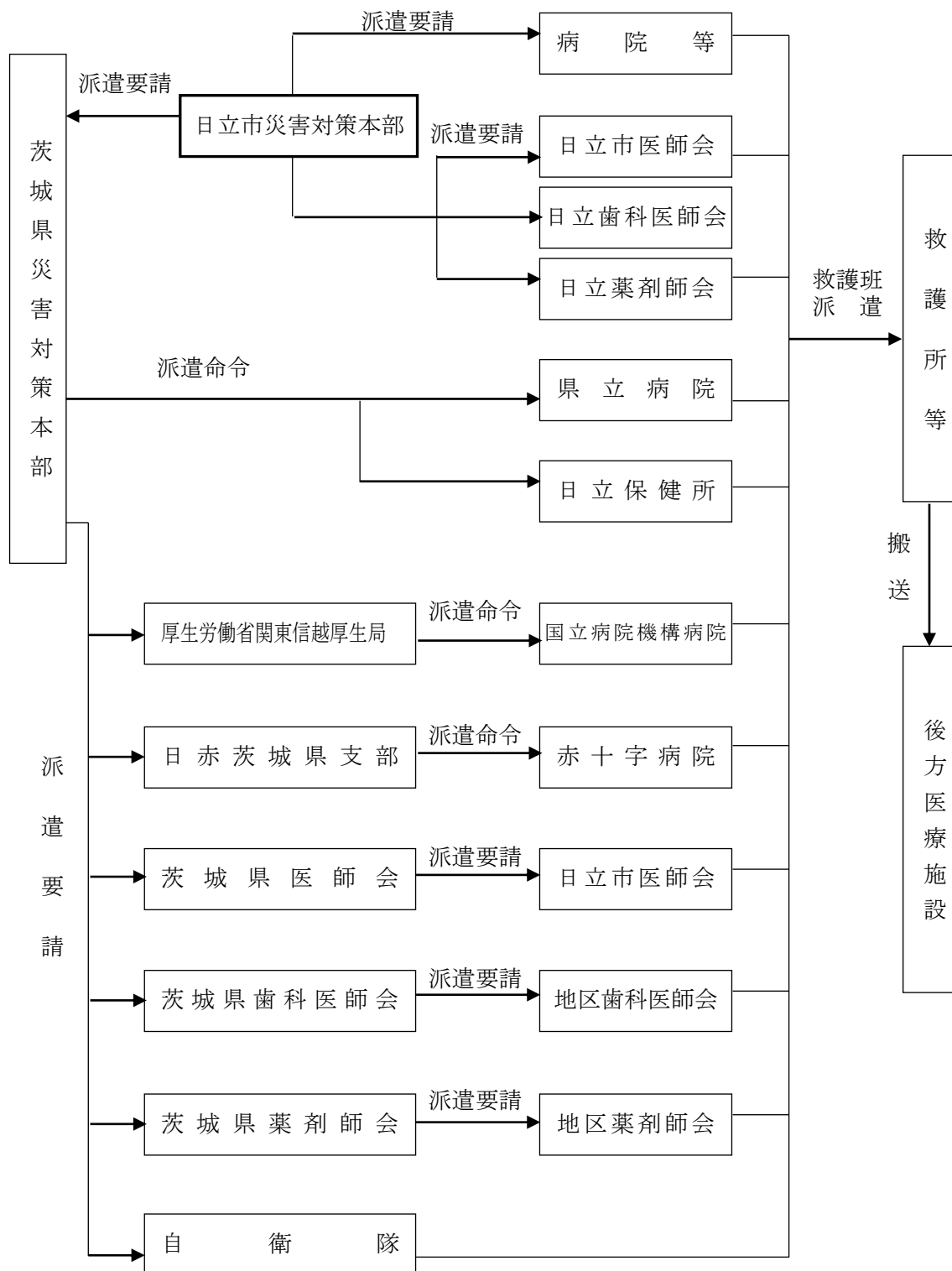
これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては、外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。

慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が最も望ましい。

そのため、保健福祉部長は、関係各部長、関係機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、おおむね以下のとおり行う。

- ア 市保健センター、十王総合健康福祉センター、当番医による休日・夜間救急診療所の再開
- イ 中継拠点病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置
- ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置
- エ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置
- オ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置
- カ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

医療救護活動の体系図



第2 防疫

活動項目	
1	防疫体制の確立
2	実施主体及び時期区分
3	災害防疫の実施方法
4	患者の隔離収容方法
5	防疫用薬剤・資機材の確保

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※防疫活動の実施並びに防疫対策に関する総合調整
		関係各部長 ※所管事務に基づく協力
	班	保健班、保健福祉部庶務班、各部各班
	関 係 機 関	県（保健福祉部、日立保健所）、日立市医師会、医療機関

1 防疫体制の確立

災害時における伝染病の発生と流行を未然に防止するため、保健福祉部長は、関係各部長及び関係機関と協力・連携して、防疫対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

なお、被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難若しくは実施しても不十分であると認めるときは、関係機関に協力を要請する。

2 実施主体及び時期区分

災害の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、市が決定する。

市域を大規模な災害が襲った場合における「防疫」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	○住宅や避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置の実施 ○被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ○第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫策計画に関する広報
第一次対策 (避難所 開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○第一次対策の実施 ※ 避難所等仮設トイレの衛生管理の指導 ※ 避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※ 被災者に対する入浴機会の確保 ※ 被災動物の保護収容対策 ○第二次対策実施計画の検討及び体制の確立

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

第二次対策 (避難所 閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	○第二次対策の実施 ※ 仮設住宅等における防疫対策 ※ 被災動物の保護収容対策 ○平常時防疫・保健衛生体制への移行
------------------------	-----------------	--

3 災害防疫の実施方法

(1) 事前広報の実施

防疫の実施にあたっては、「日立市報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- | |
|---------------------------------|
| ア 生水の飲用に対する注意
イ 食中毒の防止のための注意 |
|---------------------------------|

(2) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を臨時茨城県被害情報等報告要領に基づき県保健福祉部及び日立保健所へ報告する。

4 患者の隔離収容方法

市は伝染病予防法第7条の規定により早期の隔離収容をする。

5 防疫用薬剤・資器材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足するときは、県指定医薬品販売業者、日立市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

第3 保健

活動項目
1 保健衛生対策の実施方法
2 食品の衛生監視
3 その他の保健衛生対策

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 保健衛生対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと。
	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、医療機関

1 保健衛生対策の実施方法

(1) 市と県の役割分担

区分	保健衛生対策	生活環境衛生対策
市	○避難所における健康相談・栄養指導 ○仮設住宅等における健康相談・栄養指導 ○健康診断の実施 ○感染症患者の隔離等 ○県から指示された場合の臨時予防接種及び消毒の実施 ○入浴機会の確保 ○その他県が行う対策への協力	○避難所における消毒及び衛生指導 ○避難所における食品衛生指導 ○被災家屋・井戸等の消毒 ○その他県が行う対策への協力
県	○感染症サーベイランスの実施 ○健康診断の実施 ○必要と認める場合の臨時予防接種実施 ○感染症患者の収容、広報活動等予防のために必要な措置 ○その他市が行う対策への協力支援	○飲料水の衛生指導 ○弁当製造業者に対する衛生監視 ○市外業者の場合の直轄自治体への要請 ○食品・環境衛生関係営業施設への対策 ○被災動物の保護収容対策 ○その他市が行う対策への協力支援

(2) 他市町村への応援の要請

保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援・協力を求める。

(3) 事前広報の実施

保健衛生対策の実施にあたっては、「日立市報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗いの励行

2 食品の衛生監視

災害時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。

このため、日立保健所の食品衛生監視員は、食品の安全確保を図ることとなっている。保健福祉部長は本部長の指示があったとき若しくは、その必要があると認めたときは、日立保健所に対し食品の衛生監視を要請する。

なお、日立保健所長の指揮のもと食品衛生監視員は以下のような活動を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 救護食品の監視指導(2) 飲料水の衛生指導(3) 弁当製造業者その他食品関係事業者の監視指導(4) その他食料品に起因する危害発生の防止 |
|---|

3 その他の保健衛生対策

(1) 巡回栄養指導

市は、管理栄養士や保健師等が主となり日立保健所その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活に関する栄養バランスについての適切なアドバイスを行う。

(2) 健康診断

市は、日立保健所、日立市医師会、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、震災の被害を受けた市民の健康的な生活を取り戻すため、避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施する。

これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診促進を図る。

(3) 入浴機会の確保

市は、日立保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努める。

具体的には、その都度可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、開設可能な公衆浴場への燃料の斡旋とタンクローリーによる水の補給等により行う。

第4 飲料水及び供給施設の安全確保

活動項目
1 飲料水検査の実施
2 供給施設の安全確保

担 当	責 任 者	公営企業管理者 ※ 被害状況調査及び応急給水に関する総括 (上下水道部長)
		上下水道部長 ※ 飲料水の確保、水源の確保 関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと。
	班	上下水道部総務班、調査復旧班(浄水)、調査復旧班(水道)、 関係各部班
	関係機関	県(保健福祉部、日立保健所)、十王ダム管理事務所、隣接市町村、 水道事業者、日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、 日立下水道維持管理協議会、地下水保有事業者、日本水道協会、 県トラック協会日立支部、NHK 水戸放送、 東京電力パワーグリッド日立事務所、NTT 東日本茨城支店、 NTT ドコモ茨城支店、その他報道機関

1 飲料水の安全確保

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等の水を飲料しなければならない場合には、それらの水源を浄化処理した飲用の適否を調べる。

必要があれば、県の検査の実施を要請する。

2 供給施設の安全確保

(1) 医療機関・福祉施設等への供給

病院、診療所及び腎臓人工透析医療施設、特別養護老人ホーム等福祉施設への応急給水の要請を想定し、上下水道部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、他の水道事業体の協力を要請し、主に加圧給水車で行う。

また、当該施設等へは、加圧給水車が希少であることを理解してもらい、自助・共助努力の協力を求める。

(2) 電気の供給

電気の供給が停止した場合、電気事業者が行う全般的な復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況を勘案し、供給上復旧効果が大きいものより行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要道路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③1部回線送電不能の主要線路 ④1部回線送電不能のその他の線路

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所
通信設備	①給電指令用回線、制御、監視及び保護回線 ②災害復旧に使用する保守回線 ③その他保安回線
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線

(3) 電話の供給

電話が停止した場合、電話事業者が行う代替措置として、臨時回線の設置、臨時電話・電報受付所の設置、非常用公衆電話の設置、通信の利用制限を行う。

また、県及び市の要請により、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出を行うものとする。

契約約款に基づき重要通信を確保する機関の復旧回線順位は、以下のとおり

順位	復旧回線
第1順位	都道府県、市町村、気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、医師会（医療機関）、防衛機関、輸送確保に直接関係のある機関、通信確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に関する機関
第2順位	ガス、水道供給の確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第5 死体の搜索処理等

活動項目
1 実施機関及び実施時期
2 実施内容

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※要搜索者名簿の作成、安否確認の照会受付並びに遺体の収容・埋葬火葬まで業務の総括
		消防長 ※行方不明者及び遺体の搜索
		市民生活環境部長 ※遺体の検案、遺体の収容・埋葬火葬に関する協力
		関係各部長 ※所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、衛生班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、茨城海上保安部、県（防災・危機管理部、保健医療部）、日立警察署、日立市医師会、日赤茨城県支部、消防団

1 実施機関及び実施時期

(1) 実施機関

死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、本部長の指揮のもとに行う。ただし、災害救助法を適用したときの死体の処理については知事が行ない、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対策実施上の時期区分

市域を大規模な災害が襲った場合における「遺体の搜索・収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	○避難所等における「要搜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 ○遺体の搜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ○遺体の搜索・遺体安置所への収容 ○収容された遺体の検案・火葬 (期内完了目標) ○市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第二次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	○第二次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索 ※ 発見された遺体の遺体安置所への収容 ※ 収容された遺体の検案・火葬

		※ 市民合同葬の実施 ○第二次対策計画に関する広報並びに相談受付業務
第三次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日日以降	○第三次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索・収容・埋葬 ※ 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ※ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ○第三次対策計画に関する広報並びに相談受付業務

2 実施内容

(1) 市の役割

遺体の搜索	遺体の収容・埋葬
○避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成 ○被災地における搜索作業の実施 ※ 災害救助法適用後は、知事の補助機関として行う。	○検視又は検案を終えた遺体の一時安置所への輸送 ○遺体の身元確認 ○遺体の火葬並びに仮埋葬措置 ○身元不明遺体の遺骨の保管 ○その他身元不明遺体の処分

(2) 対策実施前の準備措置

ア 遺体処理体制の確立

保健福祉部長は、市民生活環境部長、消防長その他関係各部長、日立警察署、その他の関係機関と連携・協力し、以下の手順により遺体処理体制を確立する。

- ①近隣の斎場の被害状況を把握し、斎場の確保に努める。
- ②消防部その他関係各部、自衛隊、日立警察署、その他の関係機関等と連携・協力し遺体搜索のために必要な資機材、要員並びに遺体検案のための遺体安置所、火葬までの一時安置所等を確保する。
- ③市内葬祭関係業者等に協力を要請し、収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材並びに搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する。
- ④「遺体数」が市で確保した近隣の火葬場の処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて収容・処理に関する広域的応援体制の確立並びに応援派遣の実施を要請する。

イ 遺体処理実施計画の策定

市民生活環境部長は、被害の状況に応じて、以下の項目を骨子とする「遺体処理実施計画」を策定する。

①処理すべき遺体の推定

要搜索者名簿、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。

②遺体安置所・一時安置所の確保

関係各部及び県（警察その他）との協議・協力により、市域をいくつかの区域に分け、各区域に1箇所以上の遺体安置所・一時安置所を確保する。

なお、遺体安置所・一時安置所は可能な限り同一場所とする。

③遺体安置所・一時安置所における管理等

遺体安置所・一時安置所における納棺業務、管理業務等を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者・民間警備会社等の協力を得る。

第2章 災害応急対策計画

第5節 医療救護・防疫等活動計画

④処理に要する機関のめやす

遺体の収容については3日目までに、埋・火葬については7日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

ウ 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

遺体の捜索・収容・埋葬体制を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬品及び火葬場その他の施設について、以下を目安として応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
捜 索	自衛隊、県警本部（日立警察署）、茨城海上保安部
検 案	茨城県医師会、茨城県歯科医師会、日赤茨城県支部、日立市医師会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、寺院、全日本葬祭業協同組合連合会
移動・搬送	自衛隊、全国霊柩車自動車協会
火 葬	県（保健福祉部）、県内他市町村、全日本葬祭業協同組合連合会

エ 事前広報の実施

遺体の捜索・収容・埋葬対策にあたっては、「日立市報」等を通じて随時に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

①行方不明者の捜索・収容における市民等の応援協力の必要性
②遺体安置所・一時安置所の設置場所に関する事項
③遺体の収容、検案、埋葬までに必要な手続に関する事項
④遺体の埋火葬計画に関する事項
⑤その他遺体の処理に関する相談業務受付に関する事項

(3) 捜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成は、保健福祉部長が警察署と協力して、以下のとおり行う。

－捜索依頼・届出の受付の手順－
ア 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
イ 「届出」リストを市（保健福祉部）に通報する。
ウ 保健福祉部は、「届出」リストのうち避難所記録簿、医療救護班診察記録簿その他市で把握している災害の規模、被災地の現況に関する情報、安否情報等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者名簿」を作成する。

(4) 捜索の実施

捜索は、要搜索者名簿に基づき、市災害対策本部が日立警察署、消防団、自衛隊その他の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、以下のとおり実施する。

■ 捜索活動の手順

(1) 捜索活動は、保健福祉部及び消防本部が連絡を密接にとりながら実施する。
(2) 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部長及び日立警察署長に連絡する。
(3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警察による検視を受ける。
(4) 検視終了後の遺体は、指定された遺体安置所に集め、検案を待つ。
なお、その間、所要の警戒員を配置し監視を行う。

(5) 遺体の収容・安置

保健福祉部長は、検案を終えた遺体について、日立警察署等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

■ 遺体の収容・安置の手順

- (1) 保健福祉部長は、市内の寺院、公共施設等遺体の安置（収容）に適当な場所を選定して、市をいくつかの区域に分け、各地域に1箇所以上の遺体の「一時安置所」を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- (2) 市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- (3) 死体検案書（写し）を引継ぎ、遺体処理台帳及び遺留品処理票を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、死体埋（火）葬許可証の発行手続をとる。

※ 遺体処理台帳 （資料編 資料 22-9）

(6) 火・埋葬

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は以下のとおり、市民生活環境部が応急措置として、遺体の火葬場への輸送を実施する。

なお、遺体の輸送については、自衛隊、民間葬祭業者等に依頼し行う。

■ 遺体の火・埋葬の手順

- ア 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- イ 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に輸送する。
- ウ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、所定の遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- エ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- オ 遺体が多数若しくはその他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できないときは、県に連絡し、県内外他市町村火葬場の協力を要請する。
- カ 身元不明の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。
この場合、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして市が別に定める場所に移管する。

(7) その他

市は、災害により茨城県及びその周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、捜索実施機関に協力し、茨城海上保安部は所属巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。

保健福祉部長は、収容した死体のうち、日立警察署と協力して身元が判明した者については、知事又は市長と連絡を密にし、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

また、身元不明の死体については、日立警察署と協力して身元確認に努める。

第6節 警備・交通規制計画

第1 警備計画

活動項目
1 市並びに市民・事業所等の役割

担 当	責 任 者	総務部長	※ 自主防災組織に関すること。
		都市建設部長	※ 交通規制に関すること。
		市民生活環境部長	※ 防犯活動への協力に関する連絡・調整
		消防長	※ 救出活動並びに防犯活動への協力
		関係各部長	※ 所管業務に基づく必要な協力
	班	総務部庶務班、総務班、土木班、市民生活環境部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、関係各部各班	
	関係機関	日立警察署、東京電力パワーグリッド、日立事務所、日立市建設業協会、日立市防犯協会、自主防災組織、各協力団体、消防団、交通安全施設関連業者・警備業者	

1 市並びに市民・事業所等の役割

(1) 市の任務

ア 総務部、市民生活環境部

災害により被災した保安灯・照明灯等の復旧措置を講ずるとともに、各部、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力を要請し、あわせて調整を行う。

イ 市消防本部（消防団）

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮して救助・救出活動を行う。

消防署・日立警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等など必要な活動に従事する。

また、夜間においては、日立警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

ウ その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・日立警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力を最大限行う。

第2 交通規制計画

活動項目
1 交通規制の指針 2 交通規制計画 3 交通情報の提供 4 道路管理者の通行の禁止又は制限

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 交通規制区域の指定及び総括
		消防長 ※ 交通規制の協力に関すること。
		総務部長 ※ 交通規制の広報に関すること。 市長公室長
	班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部庶務班、警防班、 警備班、総務班、防災無線班、総務部庶務班、広報班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NEXCO 東日本水戸管理事務所、 自衛隊、道路管理者

1 交通規制の指針

(1) 交通規制区域の指定

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、緊急通行車両以外の車両道路を通行の禁止、又は制限区域（以下「交通規制区域」という）として指定する。

(2) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ、居住者等幅広く周知する。

市は、日立警察署長より交通管制区域指定の連絡を受けた場合は、それぞれの機関が有するあらゆる広報手段を使い、その周知徹底に努める。

(3) 要員の確保

ア 市総務部

総務部長は、緊急活動用道路の確保を最優先事項として要員を確保し、交通規制本部との連絡・調整窓口となる総務班、市に関する交通情報を収集・分析するための必要な班編成を行う。

イ NEXCO 東日本水戸管理事務所（常磐自動車道）

NEXCO 東日本道路水戸管理事務所は、大災害発生直後においては、即時通行止めを実施するとともに、緊急活動用道路の確保を最優先事項として要員を確保し、通行車両の緊急停止措置を実施する。

(4) 広域的な協力・連携その他必要な措置

ア 広域的な協力・連携の要請

市及び各道路管理者は、道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体等に広域的な協力・連携を要請するものとする。

2 交通規制計画

(1) 計画方針

- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急車両等の通行確保を最優先とする。
- イ 原則として、交通規制区域における緊急通行車両以外の通行は、全面的に禁止する。
- ウ 要所に、交通規制区域外からの緊急通行車両以外の進入禁止を行うため必要な措置を講ずる。

(2) 道路の確保

市は、震災後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次のとおり確保する。

- ア 国・県と連携し、日立市建設業協会の協力を得て、次表に掲げる県及び市指定路線から順次確保する。
- イ 地区によって指定の路線から確保することが困難な場合若しくは応急対策上の重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

種 別	路 線 名	備 考
国 道	6 号線、245 号線、293 号線、349 号線	県指定 一次緊急輸送道路
有 料	常磐自動車道、日立有料道路	
県 道	日立いわき線、日立山方線	

なお、県指定二次、三次緊急輸送道路及び市指定路線は別途参照する。

※ 茨城県が指定する緊急輸送道路一覧表 （資料編 資料 16-1）

※ 市指定緊急輸送道路一覧表 （資料編 資料 16-2）

(3) 交通規制措置の広報

市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、主要地点に迂回ルート等案内看板を設置するとともに、緊急迂回ルートマップを作成し、市災対本部各部、関係機関及び市民に配布し、その周知徹底に努める。

3 交通情報の提供

交通情報の提供は、警察の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

4 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

第7節 避難計画

第1 避難指示の責任者

活動項目
1 避難の指示

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長 ※ 延焼火災等からの避難路・避難場所の安全確保
	班	総務班、警防班、警備班
	関係機関	常陸河川国道事務所、茨城海上保安部、日立警察署、自衛隊

1 避難の指示

避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律に次のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長（市長）を中心として、相互に連絡を取り実施する。

なお、本部長不在の場合は、次の者が本部長からあらかじめ指定された実施代理者として、迅速な対応を図るものとする。

（実施代理者） 総務部を所管する副市長 第2位：他の副市長

実施責任者	区 分	災害の種類	根拠法規	措 置
市長 （本部長）	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条	県知事へ報告
水防管理者	指 示	洪水・高潮	水防法第29条	日立警察署長へ通知
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	日立市長へ通知
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条	日立市長へ通知
県知事又は その委任を 受けた職員	指 示	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	日立警察署長へ通知
消防長又は 消防署長	指 示	火災 危険物漏洩	消防法第23条の2	日立市長へ報告
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条	日立市長へ通告

第2 避難指示

活動項目
1 避難指示を行う基準
2 避難指示の対象者
3 避難指示の内容
4 避難指示の伝達等
5 警戒区域の設定

担当	責任者	総務部長、消防長、市民生活環境部長
	班	総務班、警防班、気象班
	関係機関	各項目に記載

1 避難指示を行う基準

本部長は、以下に掲げるような事態になり、事故災害等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

- ア 延焼火災が拡大し又は拡大するおそれがあるとき。
- イ 爆発のおそれがあるとき。
- ウ ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- エ 大規模な事故災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又はその建物の倒壊により周囲に危険が及ぶおそれがあるとき。
- オ 県本部長から避難についての指示の要請があったとき。
- カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

3 避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 要避難対象地域（町名、施設名等）
- (2) 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等）

4 避難指示の伝達等

- (1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車等により伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、NHK放送やLuckyFM茨城放送等その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

避難措置等解除の連絡は、避難指示の伝達に準じて行う。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

(2) 隣接市町村等関係機関への連絡

本部長が避難指示を行ったとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたとき、本部長は、次により関係機関等へ連絡する。

ア 隣接市町村（防災担当）

地域住民が避難のため、隣接市町村内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対しても連絡を行う。

イ 県の関係機関

日立警察署、その他県関係機関に連絡して、協力の要請を行う。

ウ 学校施設等の管理者

教育部庶務班を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡を行い、協力を要請する。

(3) 県への報告

総務部長は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を茨城県災害対策本部事務局（災对本部未設置の場合は、防災・危機管理課）へ報告する。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・発令者 | ・避難地 |
| ・発令理由及び発令日時 | ・その他必要な事項 |
| ・避難の対象地域 | |

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告については、避難措置及びその解除に準じて行う。

(1) 警戒区域設定者及び内容

（実施代表者） 第1位：総務部長 第2位：保健福祉部長

区域設定者	設 定 内 容
市長 （本部長）	災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまのないときは、総務部長、保健福祉部長その他関係部長が実施するものとする。 この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
警察官 海上保安官	市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合若しくはこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。 この場合、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、本部長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、本部長の権限を代行する。 この場合、直ちにその旨を本部長に通告しなければならない。
消防吏員	消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近付けないよう措置することができる。 （消防法第28条、水防法第21条）

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

(2) 警戒区域設定に伴う必要な措置

総務部、保健福祉部、都市建設部、消防本部その他関係部が連携し、日立警察署、日立保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 警戒区域設定が必要とされる場合

災害の発生により、警戒区域の設定が必要とされる場合については、次の内容が想定される。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 崩壊危険のある大規模建物周辺地域 |
| イ | 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 |
| ウ | 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 |
| エ | 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 |
| オ | その他住民の生命を守るため必要と認められるとき |

(4) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第3 避難の誘導等

活動項目	
1	避難誘導を行う者
2	避難誘導
3	避難路・避難場所の安全確保
4	避難完了の報告

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 避難場所の開設・運営・要配慮者の避難関係
		消防長 ※ 避難路・避難場所の安全確保
	班	収容班、福祉第1班、第2班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、日立警察署、自主防災組織、施設管理者

1 避難誘導を行う者

(1) 緊急に避難が必要な場合

ア 本部長は、その都度必要と認める場合は、保健福祉部長及び消防長に対して、必要と認める避難場所に関する誘導体制の強化を指示する。

イ 地域内から避難場所及び避難所までの避難誘導は、消防団、自主防災組織が行い必要に応じて現場の警察官等が行う。

(2) 教育施設、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、デパート等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設責任者、管理者等による事前に定めた計画を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

なお、各施設においては、災害発生時の応援者をあらかじめ定めておき、その応援者からの支援を受けて、安全な場所への避難誘導等を行う。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(4) NEXCO 消防団、自主防災組織との連携

市は、要配慮者の避難誘導を行う際は、消防団又は自主防災組織からの協力を得て行うこととし、迅速かつ適切な避難誘導を行う。

なお、要配慮者を福祉避難所へ移送する必要があると認められた場合は、「本章第10節 要配慮者等対策」に基づき、必要な移送措置を講じることとする。

2 避難誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目安とする非常用持出袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は原則として禁止とする。

- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- イ 飲料水、携帯ラジオ、衣類、履物、食料品、貴重品、懐中電灯、救急セット、筆記用具、雨具、防寒着、チリ紙など生活に欠かせない用品を両手が使えるリュックサックなどに入れて、避難の支障とならない重さとする。（成人男性 15 キログラム、成人女性 10 キログラム）
- ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、雨具類及び必要に応じ防寒具
- エ 貴重品（印鑑、預金通帳、多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと
- オ 家族の中に要配慮者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な指定避難所へ誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目指とする。

- ア 避難の誘導は、高齢者、障害者、病弱者、幼児等、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- イ 交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗等を掲げるとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難誘導にあたる者が指定する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。
- エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、総務部長を経由し、都市建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

※ 指定避難所一覧表 （資料編 資料 4-1）

※ 指定緊急避難場所一覧 （資料編 資料 4-2）

3 指定避難路・避難場所の安全確保

(1) 市消防本部の任務

消防長は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力する。

さらに、付近にいる消防団に対して市民の避難・誘導の指示の伝達徹底にあたるよう指示・連絡する。

なお、避難指示の発令時点以降の活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定避難所・避難路の安全確保に努めるとともに、指定避難所周辺への延焼防止及び飛び火等による指定避難所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

4 避難完了の報告

大規模な災害が発生し避難の指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときの各施設管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。

なお、連絡の方法は市施設の場合については、I P無線及び地域防災行政無線、F A X、電話又は伝令による。

ただし、N T T電話（公衆回線）が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの市出先機関、消防署、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

保健福祉部長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。

また、災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図るよう、総務部長に要請する。

※ 指定避難所設置報告書 （資料編 資料 4-3）

※ 避難収容状況 （資料編 資料 4-4）

第4 指定避難所の開設

活動項目
1 開設・運営の担当者
2 開設期間の目安
3 開設から運営までの手順
4 開設・運営時の留意事項

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営に関すること。
		教育長 (教育部長) ※ 指定緊急避難場所の開設・運営の補助に関すること。
		総務部長 ※ 食品ほか救助物資の確保・調達及び供給に関すること。
		各部長 ※ 指定避難所の開設・運営の協力に関すること。 ※ 食品ほか救援物資の供給の協力に関すること。
	班	収容班、保健班、保健福祉部庶務班、教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第1班、生涯学習第2班、学校班、施設班、総務部庶務班、救援物資輸送班、市民生活環境部庶務班、各部各班
	関係機関	県（保健医療部、日立保健所）、市社会福祉協議会、自主防災組織

1 開設・運営の担当者

指定避難所の設置場所は、市内全ての小・中学校及び市が指定する施設とする。

開設及び運営の実務については、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣し、別に定める避難所運営マニュアルに従って担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者・勤務教職員又は最初に到着した市職員が実施する。

また、指定避難所は保健福祉部、教育部、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各部活動する場所の指定等についての調整業務は、各避難所責任者が行う。

※ 避難所運営マニュアル （資料編 資料4-7）

2 開設期間の目安

市域に大規模な災害が発生した場合における指定避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標にする。なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

3 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

- | |
|---|
| (1) 防災無線、電話等により指定避難所開設の旨を本部に報告
(2) 施設の門を開ける。
(3) 施設の入口扉を開ける。
(すでに避難者がいるときは、取りあえず広いスペースに誘導する。)
(4) 要配慮者専用スペース、女性専用スペースを指定する。 |
|---|

- (5) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定
- (6) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
- (7) 避難所内事務室（「市の窓口」）を開設
- (8) 避難者名簿（カード）の配布・作成
- (9) 安否確認。特に要配慮者の所在を確認
- (10) 居住区域の割り振り
- (11) 班長、庶務当番（順位）の決定
- (12) 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給
- (13) 要配慮者、病人等の移送措置
- (14) 指定避難所の運営状況の報告（毎朝定時に報告。その他適宜）
- (15) 指定避難所運営に伴う記録作成
- (16) 避難者のニーズ、要望の確認（アンケートやヒアリング等）
- (17) 避難者のニーズ、要望への対応（医療機関等への移送、避難者の家の片づけ等）
- (18) 避難者がいなくなったことを確認し、防災無線、電話等により指定避難所閉鎖の旨を本部に報告

4 開設・運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設、避難者の受入れ、誘導

指定避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。ただし、夜間の突発的な災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、直行職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口（門）を開鍵し、門を大きく開け、避難所の開設準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。

開設、避難者の受入れ、誘導について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

イ 要配慮者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等々の要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いところを指定する。

あわせて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域毎にスペースを設定し、避難した市民による自主的な運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープをはる掲示板を置くなどわかりやすいものになるよう努める。

なお、高齢者等の要配慮者については、交流センター等の市の施設を別途確保するように努める。

ウ 報告

指定避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、防災無線、電話等によりその旨を報告する。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

保健福祉部長は、各指定避難所の開設を確認後、その旨総務部長に報告するとともに、指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

総務部長は、県災害対策本部事務局（災对本部未設置の場合は防災・危機管理課）並びに日立警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- | |
|--|
| ①指定避難所開設の日時、場所、施設名
②収容状況及び収容人員
③開設期間の見込み |
|--|

※ 指定避難所設置報告書（資料編 資料4-3）

エ 所内事務室の開設

前頁3の開設から運営までの手順の措置をとった後、指定避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、指定避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。

また事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、指定避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備する。

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、指定避難所運営のための基礎資料となる。

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード等）を配るなどして、避難した市民等に対して、各世帯単位で記録する。

集まった記録を基に避難者名簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

※ 避難者名簿（資料編 資料4-6）

イ 居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区毎（自治会）にまとまりをもてるように行う。各居住スペースは、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域毎に代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役を要請する。

居住スペースの代表者（班長）の役割

- | |
|---|
| ①市（本部）からの指示、伝達事項の周知
②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
③物資の配布活動等の補助
④居住スペースの避難者の要望・苦情等のとりまとめ
⑤保健福祉部（保健班）が行う消毒活動等への協力
⑥施設の保全管理 |
|---|

ウ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、不足する分については、保健福祉部長に報告し、総務部長へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、指定避難所物品受払簿に記入の上、各居住スペースに配給を行う。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

また、食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給について、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

総務部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各指定避難所に配送し、不用品、ごみの回収を行う。

人員が不足する場合は、他の班の協力を得て行う。

また、ごみ回収について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

※ 配送物品報告書（資料編 資料22-6）

エ 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。

室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

オ 福祉避難所

市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要は介護や情報提供の支援を行う体制を整備するものとする。

また、福祉避難所を開設した場合は、①避難者名簿（名簿は随時更新する）、②目的、③箇所名・各対象収容人員（高齢者、障害者、妊産婦等）、④開設期間の見込みを県に報告するものとする。

カ 被災者の移送

①要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し可能な限り市交流センター等集会施設並びに福祉施設、病院等福祉避難所や専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベット等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

②被災者の他市等への移送

保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市等の避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

その他県の計画の定めるところによる。

③他市町村等からの被災者の受入れ協力

保健福祉部長は、本部長より他市町村等からの被災者を受け入れるための指定避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるため指定避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

キ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日うち最低1回保健福祉部長へ報告する。

なお、本部長に対する報告は、保健福祉部長が、正午までに取りまとめて行う。

また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

なお、指定避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※ 避難収容状況（資料編 資料4-4）

※ 指定避難所日誌（資料編 資料4-5）

ク 避難所運営長期化対応

避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心身の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。

避難所滞在が長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴きとるため、各避難所に福祉ボランティア等を派遣する。

避難者の要望等については、保健福祉部長は必要な措置を講ずるものとする。

ケ 市の窓口としての機能

避難所は、地区における市本部の窓口として、広報資料の配布や仮設住宅の入居申し込み用紙等の交付・受付を行う。

コ 環境の清潔保持

被災者が健康状態をそこなわないよう、施設内の清掃、生活維持に必要な各種生活物資、生活保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、要配慮者については移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。また、入浴サービス提供については、関係事業者との連携を図るものとする。

(3) 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

ア 経費内容

- ①人夫賃
- ②消耗機器費
- ③建物器物等使用謝礼金
- ④燃料費
- ⑤仮設炊事場及び便所の設置費等

イ 限度額

- ①基本額
資料編 資料19-1のとおりとする。
- ②加算費

冬期（10月～3月）についてはその都度定める額とする。

ウ 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(4) 閉鎖時の注意事項

ア 避難所閉鎖の目安

おおむねライフラインの回復とし、避難所生活が慢性的に継続されることを回避する。

第2章 災害応急対策計画

第7節 避難計画

イ 閉鎖に向けての避難者要望等への対応

避難者の中には、健康上の不安や自宅が片づけられない等、様々な理由により自宅に戻ることが困難な人が存在する。

保健福祉部長は、避難所生活の長期化防止や避難所運営の終息を目指し、これらの避難者が自宅に戻るなど、避難所を出ることができるような措置を取るための調整を行う。

ウ 避難者のニーズや要望の把握

①避難者向けアンケートの実施

保健福祉部長は、避難者のニーズや要望を把握するため、各避難所において、避難者向けアンケートを実施する。

アンケート結果については、集計、分析した上で、対応策を検討・実施する。

②避難者向けヒアリングの実施

保健福祉部長は、上記アンケート結果等を分析した結果、自宅に戻る等が困難な避難者がいることが判明した場合は、ヒアリングを行う。

ヒアリングの結果、健康上の問題（精神的な不安や持病等の悪化等）がある避難者については、医療機関等に移送等の対応をとることとし、自宅の片づけができない避難者については、災害ボランティア等の協力を得て、片づけを行う。

エ 避難所閉鎖の準備

上記アンケートやヒアリング等の結果、避難者全員が避難所を出ることが可能になった場合は、災害対策本部からの指示を受け、避難所撤収の準備に取り掛かる。

①避難者への説明

避難者に対して、避難所の撤収時期、撤収準備等について説明を行う。

②避難者の移動

避難所から自宅への移動手段等で要望がある場合は、出来る範囲で対応する。

(5) 避難所の撤収

ア 使用物品を災害対策本部へ返却する。

イ 使用物品のうち、未使用のものは原則として避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告する。

ウ ゴミは直接清掃センターへ搬入する。

第8節 広域応援要請計画

第1 基本方針

活動項目
1 取りまとめ責任者
2 要請実施の目安

担当	責任者	総務部長 ※ 防災機関への要請及び全体統括
		市長公室長 ※ 自衛隊への応援要請に関すること。
		消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること。
		各部長 ※ 所管団体・事業所への要請
	班	総務班、市長公室庶務班、消防部庶務班、警防班、各部各班
	関係機関	県、自衛隊、防災関係機関、協定締結民間団体及び事業所

1 取りまとめ責任者

区分	職名		役割のあらまし
県、自衛隊及びその他防災機関	正	総務部長	県及び県を通じて行うこととされている他市町村、防災機関及び自衛隊への要請、受入れの窓口となる。
	副	防災対策課長	
協定締結民間団体及び事業所	正	各所管部長	医師会、建設業協会、スーパー、物流業者等各部が所管する団体、事業所への要請、受入れの窓口となる。
	副	各担当課長	

2 要請実施の目安

(1) 県・その他市町村・自衛隊の場合

本部長が必要と認めた場合や下記「市民向け緊急声明」が発表される場合の他、市域に大規模な災害が発生し、以下の要件の1つ以上に該当する場合とする。

①大規模の事故災害により市域に重大な被災が報告された場合
②住宅密集地に市街地大火が発生していることが報告された場合

(2) 市民向け緊急声明を発表する場合

市域に大規模な災害が発生し以下の要件の1つ以上に該当する場合とする。

①災害発生後6時間における職員参集率が30%未満の場合
②災害発生後12時間における職員参集率が50%未満の場合
③災害発生後24時間における職員参集率が70%未満の場合

第2 県との相互協力

活動項目
1 基本方針
2 派遣職員の経費負担

担当	責任者	総務部長 ※防災機関への要請及び全体統括
		各部長 ※所管団体・事業所への要請
	班	総務班、各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

- (1) 市は、県と災害対策上必要な資料を交換する等平素より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。
- (2) 本部長は、市域内の災害が市の総力をもってしても万全を期し難い場合は、県又は他市区町村長等の協力について、県知事に要請する。
- (3) 本部長は、県知事に対して応援又は応援の斡旋を求める場合には、県防災・危機管理部防災・危機管理課に対し次に掲げる事項について把握できた範囲で、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、総務部長（総務班）が調整統括する。

区分	事項
被災者の移送	ア 被災者の他地区への移送を要請する理由 イ 移送を必要とする被災者数 ウ 希望する移送先 エ 被災者の収容に要する機関 オ その他必要な事項
応援又は応急措置の実施 ※県各部署	ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項
応援の斡旋 ※他市区町村・指定地方 行政機関	ア 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項

第2章 災害応急対策計画
第8節 広域応援要請計画

派遣の斡旋 ※他区市町村・指定地方 行政機関	ア 派遣の斡旋を求める理由 イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他参考となるべき事項
放送の依頼 NHK 水戸放送局、 LuckyFM 茨城放送、 (ラジオ・テレビ) 各社	ア 放送依頼の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時・送信系統 エ その他必要な事項

- (4) 本部長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

2 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、都道府県及び他の市区町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、以下の表のとおり法令（災害対策基本法施行令第18条）に基づき行う。

	給与等の種別	給与等支払者	経費負担
国	俸給、俸給の特別調整額、 初任給調整手当、扶養手当、遠隔地手当、 期末手当、勤勉手当、暫定手当、寒冷地 手当、薪炭手当、公務災害補償又はこれ らに相当するもの、退職年金、退職一時 金、その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して 支給した額及び国が負担し た負担金のうち派遣職員の 額について、派遣を受ける県 又は市町村が負担
	退職手当		国において負担
	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手 当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日 直手当、定時制通信教育手当、産業教育 手当又はこれらに相当するもの 災害派遣手当、旅費	派遣を受ける 県、市町村	派遣を受ける県又は市町村 が負担
都道府県・ 区市町村	給料手当（退職手当を除く。）、旅費、退 職年金、退職一時金、その他共済制度に よる給付	派遣した都道 府県・区市町村 が支給	派遣を受ける県又は市町村 が負担
	退職手当		派遣した都道府県・区市町村 が負担

第3 他市町村・防災関係機関等との協力・応援要請

活動項目
1 県内他市町村との協力・応援要請
2 消防機関の応援
3 防災関係機関との相互協力
4 民間団体及び事業所との協力

1 県内他市町村との協力・応援要請

現在県内の他市町村との間では、「災害時における茨城県内市町村間の相互応援に関する協定」を締結している。

応援の要請にあたっては、把握できた範囲で、次の事項を明らかにして、各市町村へとりあえず口頭、電話又は電信により他市町村の長へ応援要請し、後日速やかに文書によりあらためて提出する。

なお、応援に要した費用については、応援を受けた市町村が基本的に負担することとなっている。

なお、飲料水及び食糧は、県知事へ応援要請する。

応援要請の内容・事項等

応援要請の内容等	要請時に明らかにすべき事項	備考
ア 飲料水の供給及び供給に必要な資機材の提供 イ 食糧及び生活必需品の提供並びに供給に必要な資機材の提供 ウ 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣 オ 避難場所（収容施設）の提供 カ その他災害に際し特に必要と認める事項	ア 被害状況 イ 応援を要する応急措置の種類 ウ 応援を要する職種別人員 エ 応援を要する時間 オ 応援場所 カ 応援を要する機械及び器具並びに資機材の品目及び数量 キ 応援を要する飲料水及び食糧の数量 ク その他応援に関して必要な事項	●要請時に明らかにすべき事項は把握できた範囲でよい。 ●要請時に明らかにすべき事項は可能な限り、希望優先順位を付け加えること。

※ 災害時等の相互応援に関する協定 （資料編 資料2-1）

※ 高萩市、北茨城市との相互応援に関する協定 （資料編 資料2-7）

※ 群馬県桐生市との相互応援に関する協定 （資料編 資料2-5）

2 消防機関の応援

本部長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「茨城県広域消防相互応援協定」（資料編 資料 9-10）に基づき、迅速な相互応援活動を実施・要請する。

(1) 茨城県広域消防相互応援協定の応援の種類

応援の種類	内容
普通応援	市町村間に隣接する地域で災害が発生した場合に、発生地の市町村の長の要請を待たずに出動する応援
特別応援	市町村間の区域外において災害が発生した場合に、発生地の市町村の長の要請により出動する応援
航空特別応援	特別応援の場合において、ヘリコプターが出動する応援 ※ なお航空特別応援については、他に大規模特殊災害時発生地市町村が他の都道府県市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援（広域航空消防応援）を要請することができる応援がある。

※ 茨城県防災ヘリコプター応援要綱 （資料編 資料 2-3）

※ 防災ヘリコプター緊急運航要請書 （資料編 資料 9-9）

3 防災関係機関との相互協力

- (1) 市は、防災関係機関と災害対策上必要な資料又は調査の成果を交換する等、平素より連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- (2) 市及び防災関係機関は、市に本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣など必要な措置をとる。

4 民間団体及び事業所との協力

(1) 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、以下のとおりである。

ア	異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
イ	災害に関する予警報、その他情報の地域内住民への伝達
ウ	災害時における広報広聴活動への協力
エ	災害時における出火の防止及び初期消火活動への協力
オ	避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
カ	被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送への協力
キ	被災状況調査への協力
ク	被災地域内の秩序維持への協力
ケ	道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
コ	応急仮設住宅の建設等の業務への協力
サ	生活必需品の調達等の業務への協力
シ	その他市が行う災害応急対策業務への協力

※ 災害時における相互応援協定に関する覚書 （資料編 資料 2-8）

※ 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定 （資料編 資料 2-9）

第2章 災害応急対策計画

第8節 広域応援要請計画

(2) 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。

なお、要請にあたっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 活動の内容 |
| イ | 協力を希望する人数 |
| ウ | 調達を要する資機材等 |
| エ | 協力を希望する地域及び期間 |
| オ | その他参考となるべき事項 |

(3) 業種別団体組織及び事業所

現在、災害時に協力すべき団体及び事業所として、各部が協定を締結している団体及び事業所は、資料編のとおりである。

※ 災害応急復旧工事に関する協定書 （資料編 資料 21-1）

第9節 ボランティア活動支援計画

第1 市及び市社会福祉協議会の役割

活動項目
1 市の役割
2 市社会福祉協議会の役割

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ ボランティア体制の確立
		総務部長	※ 資機材・設備・資金等の提供及び協力
		市長公室長	※ ボランティア体制に関する広報活動
		関係各部長	※ 事務分掌による役割
当	班	保健福祉部庶務班、総務班、広報班、政策班、関係各部各班	
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、 市内関係団体・事業所・大学・団体	

1 市の役割

保健福祉部長は、災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示にかかわらず、以下のとおり災害時ボランティア受入体制を確立する。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
市社会福祉協議会への要請	(1) 災害時ボランティア受入体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	(1) 災害時ボランティア受入体制に関する広報活動の要請（総務部長、市長公室長） (2) 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請（保健福祉部長） (3) その他の協力要請（その他各部長）
報道機関対応	(1) NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送等へのボランティア受入体制に関する放送わく確保の要請 (2) 記者クラブ各社、報道機関への災害時ボランティア受入体制に関する紙面確保の要請
ボランティア対策担当班の編成	(1) 市社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応

2 市社会福祉協議会の役割

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会に設置されるボランティア支援本部と協力し、ボランティアの受入体制を整える。

(1) 「受入窓口」の運営

ア ボランティア現地本部における活動内容

第2章 災害応急対策計画

第9節 ボランティア活動支援計画

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は次に示すとおり。

- ①被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- ②ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティア連絡会議の開催
- ⑥日立市との連絡調整
- ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- ⑧ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- ⑨その他被災者の生活支援における活動内容

イ ボランティア支援本部における活動内容

県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は次のとおり。

- ①防災ボランティア登録者への協力依頼
- ②ボランティアの募集、登録、派遣
- ③ボランティアコーディネーターの派遣依頼
- ④ボランティア保険未加入者の加入事務
- ⑤ボランティア現地支援本部で利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ⑥県との連絡調整
- ⑦ボランティア現地支援本部の情報収集
- ⑧関係団体への協力依頼

（日赤茨城県支部奉仕団、県内ボランティア団体、経済・商工団体、生協、農協等）

- ⑨他の都道府県社会福祉協議会への応援要請の依頼
- ⑩ボランティア現地本部へのボランティアの派遣
- ⑪その他被災者の生活支援における活動内容

第2 ボランティアの活動内容等

活動項目
1 主に要請すべき活動項目
2 ボランティアとして協力を求める個人・団体
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

担	責 任 者	保健福祉部長 ※ ボランティア体制の確立
		関係各部長 ※ 事務分掌による役割
当	班	保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、 市内関係団体・事業所・大学・団体

1 主に要請すべき活動項目

市が、災害時のボランティア活動について協力要請すべき項目は、その都度必要に応じて各担当部長が決めるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 主に、市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）を通じて行うもの
ア 専門分野

- ①負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- ②高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- ③高齢者、障害者等要配慮者の看護
- ④地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- ⑤市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- ⑥市が行う災害時における情報収集活動への協力
- ⑦外国語の通訳・情報提供
- ⑧その他専門的知識、技能を要する活動

- イ 一般分野

- ①倒壊建物による生き埋め者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- ②災害発生後、初期の避難所運営業務への協力
- ③被災者に対する炊出業務、飲料水輸送等業務への協力
- ④被災者に対する救助物資の配分及び輸送等業務への協力
- ⑤高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- ⑥被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- ⑦管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- ⑧その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く。）
- ⑨その他被災地における清掃及び軽作業

第2章 災害応急対策計画

第9節 ボランティア活動支援計画

(2) 主に、各部団体・事業所を通じて行うもの

- ①発生初期における消火活動（消防団OB等）
- ②倒壊建物による生き埋め者の救出活動（日立市建設業協会等）
- ③負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等）
- ④災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- ⑤災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- ⑥被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- ⑦道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力（日立市建設業協会等）
- ⑧道路の交通管制業務への協力（交通安全協会）
- ⑨建物危険度判定調査への協力（建築士等）
- ⑩避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等）
- ⑪心のケア業務への協力
- ⑫被災者総合相談所業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- ⑬その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 ボランティアとして協力を求める個人・団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人・団体は、以下のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

個人	(1) 被災地以外の住民 (2) 応急危険度判定士 (3) その他ボランティア希望者
団体	(1) 茨城県社会福祉協議会及び他市町村社会福祉協議会 (2) 日赤茨城県支部奉仕団 (3) 日本アマチュア無線連盟茨城県支部 (4) その他ボランティア活動団体（市内含む）

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録は、原則として被災後に実施することとし、県、市及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員を市等と調整して派遣する。

(2) 県社会福祉協議会（ボランティア支援本部）及び被災地周辺市町村による登録

一般分野での活動を希望する個人については、県社会福祉協議会が災害時に設置する「ボランティア支援本部」及び被災地周辺市町村が設置する窓口において受付、登録する。

第2章 災害応急対策計画

第9節 ボランティア活動支援計画

ボランティア支援本部で登録したボランティアについては、市における需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を市と調整する。

また、被災地周辺市町村においては、ボランティア支援本部の指示により、市と連絡調整のうえ現地に派遣される。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進める。

(3) 市での受付

被災地域内住民のボランティア希望者や、ボランティア支援本部及び被災地周辺市町村による登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、市ボランティア受付窓口において受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は体制を整備し、ボランティアの需要状況を的確に把握するように努める。

ボランティア支援本部は、市と連絡を密にするとともに、現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティア需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

ボランティア支援本部は、県及び市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）や日赤茨城県支部、独自に活動するボランティア団体等と連携し、市は、福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護対策を進める。

第 10 節 要配慮者等対策

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 要配慮者対策実施体制
4 被災者総合相談所の活用

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認・安全確保、福祉避難所の確保、市社会福祉協議会との連絡・調整並びに要配慮者対策実施上の統括・連絡調整、カウンセリング要員の配置
		総務部長 市民生活環境部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認等に関する協力
		市長公室長	※ 被災者総合相談所の設置、要配慮者支援に関する広報
		教育長 (教育部長)	※ 要配慮者の避難・誘導、避難所における介護・支援への協力、安否確認に関する協力
		関係各部長	※ 被災者総合相談所への要員配置、所管事務に基づく要配慮者支援への協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、市民生活環境部庶務班、広報班、学校教育班、学校班、関係各部各班	
	関係機関	国（厚生労働省、外務省、日立公共職業安定所）、 県（総務部、防災・危機管理部、福祉相談センター日立児童分室、保健医療部、日立保健所）、県警本部、日立警察署、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、報道各社、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日立市医師会、日立薬剤師会、老人ホーム、福祉作業所、その他民間福祉施設、県聴覚障害者協会、その他要配慮者相互扶助団体、関連業者・団体	

1 対策実施上の基本指針

災害発生時における要配慮者対策の実施にあたって、市は以下の 3 点を基本指針とする。

- (1) 県知事に「震災特別要援護支援体制」への協力を要請する。
- (2) 対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- (3) 市民・事業所は、市・県等行政機関の行う災害時の要配慮者対策実施に最大限協力する。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・市社会福祉協議会、その他協力団体並びに民生委員等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

第 2 章 災害応急対策計画
第 10 節 要配慮者等対策

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置 (指定避難所開設初期)	災害発生後 7 日目まで	○要配慮者の安否確認・所在把握 ○避難所その他所在地における応急的な要援護支援 ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向け住宅供給の推進 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住 宅 移 転 ・ 帰 宅 等 の 準 備 措 置 (指定避難所開設後期)	災害発生後 8 日目以降 14 日目ま で	○避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住 宅 移 転 ・ 帰 宅 期 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以 降	○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並 びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ○その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務

3 要配慮者対策における役割分担

要配慮者対策における市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	○要配慮者の安否確認並びに安全確保 ○指定避難所その他所在地における要援護支援の実施 ○福祉避難所の確保、並びに移送その他必要な措置の実施 ○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ○被災者総合相談所の設置・運営 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○災害救助法に基づく要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設 ○その他市民との対応
県	○要配慮者対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニ ュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援措置 ○人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに要援 護支援に関して必要な措置 ○市が行う要配慮者向け広報活動並びに相談業務に関する協力
国 防 災 関 係 機 関	○市が行う要配慮者対策への協力 ○福祉避難所実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニ ュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援 ○その他市が行う要配慮者対策への協力

市社会福祉協議会 その他要援護支援 関係団体・事業所	○ボランティアセンターの開設・運営 ○要配慮者の安否確認並びに安全確保に関する協力 ○指定避難所その他所在地における要援護支援への協力 ○福祉避難所の運営、移送その他必要な措置の実施への協力 ○被災者からの要援護支援依頼への最大限対応 ○市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 ○その他市・県が行う要配慮者対策への協力
----------------------------------	--

(2) 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
自 主 防 災 組 織	○地域における要配慮者の安否確認並びに避難の支援 ○指定避難所その他地域における要援護支援 ○福祉避難所の移送、その他必要な措置の実施への協力 ○ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ○行政サービス各種申込書の配布 ○その他要配慮者対策に必要な措置 ○行政・関係団体等との連絡・協議

4 被災者総合相談所の活用

高齢者や障害者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の要配慮者は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者に増して、その意向や要望内容を表現し、互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

そうした困難が、市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることをないよう、市は措置する責務を有する。

そのため、保健福祉部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される被災者総合相談所に、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

第 2 高齢者対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、日立市医師会、NHK 水戸放送局、 LuckyFM 茨城放送、記者クラブ（日立）各社、 その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「高齢者」対策の実施手順は、災害発生後の事態推移に対応して、その都度関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、震度 6 弱以上の地震が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○要援護が必要な高齢者の安否確認 ○要援護が必要な高齢者安否不明者リストの作成 ○避難所等における「高齢者リスト」の作成 ○要援護が必要な高齢者安否不明者の再度安否確認 ○避難所等における応急的な要援護支援措置の実施 ○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○高齢者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○避難所等における巡回ケアサービスの実施 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○高齢者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○高齢者向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災 害 発 生 後 15 日 目 以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画の広報、相談受付業務

第2章 災害応急対策計画

第10節 要配慮者等対策

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する災害応急対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下をめやすとして応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（防災・危機管理部、保健医療部）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、民生委員
介護・要援護のためのマンパワーの確保	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市社会福祉協議会、市民生委員、日立市医師会、日立薬剤師会、社会福祉関係大学等教育機関
福祉避難所の確保	県（防災・危機管理部、保健医療部）、日赤茨城県支部、日立市医師会、市内老人ホーム、その他高齢者向け施設
移 動 ・ 搬 送	自衛隊、茨城交通（バス）、県トラック協会日立支部、日立市医師会、老人ホーム、その他高齢者向け施設、日立市社会福祉協議会
高 齢 者 向 け 医 療 サ ー ビ ス	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所・県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
高齢者向け設備の補修・設置・住宅設計等	県（防災・危機管理部、保健医療部）、住宅・都市整備公団、日立市建設業協会、その他建築関係団体等

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 保健福祉部福祉第1班の現認に基づく報告
- 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる介護・要援護要員の種別・規模を把握するために必要な項目
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
- ※車椅子・つえ等要援護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

- ア 市老人福祉施設への特別受入れの要請
- イ 市内老人ホーム・老人病院への特別受入れの要請
- ウ 県へ他市町村老人福祉施設への特別受入れの要請
- エ 県へ市外老人ホーム・老人病院への特別受入れの斡旋要請
- オ 市施設のうち専用避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- カ 福祉避難所指定に基づく受け入れ要請

(3) 避難所における要配慮者専用スペースの確保

第 2 章 災害応急対策計画
第 10 節 要配慮者等対策

- ア 暑さ・寒さ対策がとられ、可能な限り少人数部屋であること。
- イ トイレになるべく近い場所であること。
- ウ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。
- エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと。

(4) 避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板の設置等段差解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの設置
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

(5) 福祉避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送措置
- イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ウ 避難所入所者の協力支援による移送措置
- エ 茨城交通への依頼による移送措置
- オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各避難所担当者若しくは市民からの要望により、高齢者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における避難所、その他所在地における設備等の補修・新設については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施

- ア ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- イ 市医師会並びに県派遣要員等との連携・協力による健康チェック
- ウ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護

(3) 福祉避難所の要請に基づく、水・物資等の供給

福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・生活物資その他の供給は、地震災害対策計画編第 3 章第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け住宅の供給計画案作成等は、地震災害対策計画編第 19 節第 4「仮設住宅の建設等」により行う。

(5) 高齢者向け広報活動並びに相談業務

高齢者向け広報活動並びに相談業務は、それぞれ本章第 3 節「災害時の広報」及び「被災者総合相談所」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 避難所や街頭における情報連絡が、放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえた伝達手段を併用すること。
- イ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行手続を簡略化すること。
- ウ 市民に理解を得られるような配慮を行うこと。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置は、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス

- | |
|---|
| <p>ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営
※保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア等の協力を得て運営。
高齢者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。</p> <p>イ 仮設住宅団地居住環境の向上
※段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者案内板の設置、花壇づくりなどを行う。
また、バザーその他のイベント等の実施により、入居者と高齢者の交流を深めるよう企画する。</p> <p>ウ 日立市医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策</p> <p>エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣、その他養護高齢者向けサービスの実施</p> |
|---|

(2) 入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス

- | |
|--|
| <p>ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置</p> <p>イ 以下、「(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる。</p> |
|--|

(3) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内に置かれた高齢者向け長期対策担当班を編成し、関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 3 障害者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

障害者対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、保健福祉部長が関係各部・機関・支援組織・協力団体等と協議して決める。なお、大規模な災害が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○援護を要する障害者の安否確認 (保健所との連携) ○援護を要する障害者安否不明者リストの作成 ○避難所等における障害者リストの作成 ○各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ○援護を要する障害者安否不明者の再度安否確認 ○避難所等での応急的な要援護支援措置の実施 ○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○福祉避難所の確保、必要な移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○障害者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関、各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の編成
第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 1 4 日 まで	○避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○避難所等におけるケアサービスの実施 ○必要な場合の福祉避難所への移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討、体制の確立 ○障害者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○関係各部・機関並びに各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の運営

第 2 章 災害応急対策計画

第 10 節 要配慮者等対策

第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画広報、相談受付業務
-------------------------------------	------------------	--

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要なケアプランの策定、要員、資材、専用避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下を目安として協力・支援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所）、県警本部、 日立警察署、日立市社会福祉協議会、市民生委員、 各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向けケアサービス プランの策定・実施	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所）、 日赤茨城県支部、社会福祉関係大学等教育機関、 日立市医師会、日立市社会福祉協議会、市民生委員、 各障害者支援組織（地域・全国）
その他介護・要援護のた めのマンパワーの確保	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所）、日赤茨城県支部、 社会福祉関係大学等教育機関、日立市社会福祉協議会、市民生委員、 日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
専用避難所の確保	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所）、日赤茨城県支部、 日立市医師会、障害者福祉施設、その他市外障害者福祉施設
移 動 ・ 搬 送	自衛隊、県トラック協会日立支部、茨城交通、 日立市医師会、障害者福祉施設、 その他市外障害者福祉施設、日立市社会福祉協議会、 各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サービス	県（防災・危機管理部、保健医療部、日立保健所、県立病院） 日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
障害者向け設備の補修、 設置・住宅設計等	県（防災・危機管理部、保健医療部）、住宅・都市整備公団、 日立市建設業協会、その他建築関係団体等、 各障害者支援組織（地域・全国）

※ 救急告示病院一覧表 （資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表 （資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表 （資料編 資料 12-3）

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 保健福祉部第 1 班の現認に基づく報告
- 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- 各障害者支援組織による調査に基づく報告

第 2 章 災害応急対策計画
第 10 節 要配慮者等対策

○日立保健所その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

○避難所単位

○必要となる介護・要援護要員の種別・規模を把握するために必要な項目

○その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目

※車椅子・つえ等要援護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

ア 総合福祉センター等の福祉避難所指定

イ 市内身体障害者福祉施設その他施設への特別受入れの要請

ウ 県への他市町村障害者福祉施設への特別入所措置支援の要請

エ 県への市外身体障害者福祉施設その他入所施設への特別受入れの斡旋要請

オ 施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）

カ 福祉避難所指定に基づく受入れ要請

(3) 指定避難所における要配慮者専用スペースの確保

ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること。

イ トイレになるべく近い場所であること。

ウ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。

エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと。

オ また福祉避難所への移送措置をとること。

(4) 指定避難所における応急的な設備の補修、設置

ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置

イ 踏み板設置等段差解消のための応急的な措置

ウ 簡易ベッドの確保及び設置

エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

オ 聴覚障害者向け広報伝達手段としての掲示板等の確保

カ 視聴覚障害者向けのトイレ等への誘導ロープの設置

(5) 福祉避難所への移送

ア 保健福祉部職員による移送設置

イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置

ウ 各障害者支援組織による移送措置

エ 避難所入所者の協力支援による移送措置

オ 日立電鉄への依頼による移送措置

カ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各避難所担当者は、市民からの要望若しくは障害者向け応急ケアサービス連絡協議会により、障害者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合においては、避難所その他所在地における設備等の補修・新設について、前項「災害発生初期の緊急措置」に準じて行う。

第 2 章 災害応急対策計画

第 10 節 要配慮者等対策

(2) 避難所その他所在地におけるケアサービスの実施

- ア 各支援組織による全般的なケアサービス
- イ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護
- ウ ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- エ 医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック
- オ 障害者施設職員の協力による「生活環境」チェック

(3) 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給

地震災害対策計画編第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

地震災害対策計画編第 19 節第 4「仮設住宅の建設等」により行う。

(5) 障害者向け広報活動並びに相談業務

地震対策計画編第 3 章第 3 節「災害情報の広報」及び本節「被災者総合相談所の活用」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえ、聴覚障害者向けの伝達手段を併用すること。
- イ 障害者は、多くの場合自らの意思伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあることをあらかじめ、市全職員に周知徹底する。
- ウ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行、手続の簡略化
- エ 市民に理解を得られるような配慮を行うこと。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営
保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障害者支援組織の協力を得て運営する。障害者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。
- イ 仮設住宅団地居住環境の向上
段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者名入案内板の設置、花壇づくりなどを行う。また、バザーその他のイベント等の実施により入居者と障害者の交流を深めるよう企画する。
- ウ 日立市医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策
- エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣その他要援護障害者向けサービスの実施

(2) 入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置

第 2 章 災害応急対策計画

第 10 節 要配慮者等対策

イ 以下、「(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる。

(3) 福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討・実施

ア 通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。また、入居者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。

イ 障害者入所施設等に関しては引き続き入所が必要なものは、必要な手続をとり、また退所・院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な措置を講ずる。

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

「3 第一期応急ケア対策計画の実施」の場合を準用する。

第 4 乳幼児対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	保健福祉部庶務班、福祉第 2 班、保健班、関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「乳幼児」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置	災害発生後 7 日目まで	○乳幼児の安否確認 ○要保護乳幼児リストの作成 ○避難所等における「乳幼児リスト」の作成 ○避難所等における応急的な支援措置の実施 ○妊産婦避難所の確保並びに必要な移送措置 ○乳幼児対策に関する広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスチームの編成

第 2 章 災害応急対策計画
第 10 節 要配慮者等対策

第一期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○その他避難所等における応急的な支援措置の実施 ○要保護乳幼児の妊産婦避難所への移送措置 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○乳幼児対策に関する広報活動、相談業務窓口等の運営 ○乳幼児向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15 日目以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、妊産婦避難所の確保については、保健福祉部長が以下の目安として応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、市民生委員
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市社会福祉協議会、市民生委員、市内幼稚園（私立）、保育関係団体、社会福祉関係大学等教育機関
妊産婦避難所の確保	県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市内幼稚園（私立）、日立メディカルセンター
移動・搬送	県トラック協会日立支部、茨城交通、市社会福祉協議会
乳幼児向け医療サービス	県（日立保健所、県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 市職員の現認に基づく報告
- 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

(2) 妊産婦避難所の確保

- ア 市内乳幼児入所施設への特別入所措置若しくは受入要請
- イ 県への乳幼児入所施設への特別入所措置支援の要請
- ウ 市施設のうち妊産婦避難所の指定・確保

(3) 避難所における専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること。
- イ トイレになるべく近い場所であること。
- ウ 避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること。

(4) 避難所等における応急的な支援措置の実施

- ア 乳幼児向け救援セットの配布
 - ※ 内容の一例
 - 粉ミルク、ほ乳瓶、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ・おしり拭き等、ウェットティッシュ、タオル、抱っこひも、下着、おもちゃ、こころのケアに関するリーフレット、体温計、消毒薬、ばんそうこう、消毒綿、解熱剤等
- イ ポータブルトイレの確保並びに設置
- ウ パーティション（間仕切り）、カーテン等の設置
- エ 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給

(5) 妊産婦避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送措置
- イ ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- ウ 避難所入所者の協力支援による移送措置
- エ 茨城交通への依頼による移送措置
- オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 避難所その他所在地における応急的な支援措置の実施

各避難所担当者若しくは市民からの要望により乳幼児対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における避難所その他所在地における応急的な支援措置については、前項「災害発生初期の緊急措置」に準じて行う。

(2) 保育所職員・ボランティアによる応急保育の実施

保育所職員・ボランティア等により、各避難所内若しくは最寄り保育所において避難所開設期間中限りの「応急保育」を実施する。

(3) 保健師等による巡回保健指導の実施

- ア 医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック
- イ ヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援
- ウ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

(4) 妊産婦避難所の要請に基づく水・物資等の供給

福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・生活物資その他の供給は、地震災害対策計

第 2 章 災害応急対策計画

第 10 節 要配慮者等対策

画編第 3 章第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(5) 乳幼児向け広報活動並びに相談業務

乳幼児向け広報活動並びに相談業務は、それぞれ本章第 3 章「災害時の広報」及び本章「被災者総合相談所の活用」により行う。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅・入居待機者用施設内乳幼児向け応急ケアサービス

「3 避難所開設期間中に必要な措置」の場合を準用する。

(2) 健康診断の実施

日立保健所、市医師会等の協力を得て、1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診断を実施する。

なお、この場合、相当の連絡・周知期間を持ち実施するよう努める。また、親類・知人等へ疎開している場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。

(3) 公・私立保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための入所児及び非入所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

ア 保育所（園）定員の特別拡大措置

イ 所得制限に関する特別緩和措置

ウ 保育時間の特別延長

エ 保育所職員の特別増員措置若しくは過重負担にならないための応援体制の確立

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内に置かれた乳幼児向け長期応急ケアサービスチーム事務局が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 5 その他要支援者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長、市民生活環境部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、市民生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

大規模な災害が発生した場合における「その他要支援者」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置	災害発生後 7 日目まで	○要配慮者の安否確認（保健所との連携） ○要配慮者安否不明者リストの作成 ○避難所等における「要支援者リスト」の作成 ○関係各機関並びに各支援・相互扶助組織との連絡・支援本部設置の要請 ○避難所等における応急的な支援措置の実施 ○人工透析施設その他必要な支援サービス施設の確保並びに必要な移送措置 ○その他要支援者向け仮設住宅のニーズの把握 ○その他要支援者向け広報活動、相談業務受付窓口の設置 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービス連絡協議会の編成
第一期応急ケア対策 （避難所開設期間）	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○必要な場合の支援サービス施設への移送措置 ○その他要支援者向け仮設住宅供給計画案の作成 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○その他要支援者向け広報の実施、相談業務窓口の運営

第2章 災害応急対策計画
第10節 要配慮者等対策

		○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービス連絡協議会の運営
第二期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

(2) 応援要請先となる県その他関係機関・団体等の目安

保健福祉部長は、「その他要支援者」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として迅速に応援・協力を要請する。

「その他の在宅被災者」については、記載した請先機関・団体等と安否確認等の実施体制について検討していく。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
外国人	外務省（各国大使館、公使館、領事館等への連絡、仲介を含む。） 県（防災・危機管理部、商工労働部） NHK水戸放送局、県国際交流協会、日立国際交流協議会 日立市社会福祉協議会、市内及び周辺市町村各大学 ユネスコ協会、市内外資系企業、各種支援・相互扶助組織 新聞・テレビ・ラジオその他報道機関
難病患者	厚生労働省、県（保健福祉部、日立保健所） 日赤茨城県支部、日立市医師会 日立市社会福祉協議会、県トラック協会日立支部、 茨城交通、各支援・相互扶助組織
うち人工透析患者	県（保健福祉部、日立保健所） 日赤茨城県支部、日本透析医学会、日本透析医会 日立市医師会、日立市社会福祉協議会 県トラック協会日立支部、茨城交通 全国腎臓病患者連絡協議会、その他各支援・相互扶助組織
食物アレルギー	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会 日立市社会福祉協議会、その他各支援・相互扶助組織
その他の在宅被災者	民生委員、自主防災組織、その他各支援、相互扶助組織

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各避難所担当部並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員自身の調査に基づく報告
- 保健福祉部の現認に基づく報告
- 日立保健所の現認に基づく報告
- 救護所・医療機関受診名簿若しくは入院患者名簿に基づく報告
- 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告
- 県国際交流協会その他防災関係機関による調査に基づく報告

第 2 章 災害応急対策計画

第 10 節 要配慮者等対策

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※ 飲料水支給上の特別配慮の要否、要援護用具の要否等

(2) 関係機関並びに各支援・相互扶助組織への連絡及び支援対策本部の設置要請
本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

(3) その他の事項
本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

第3章 災害復旧計画

計 画 名	
第1節	復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

復旧対策としては、被災者の生活や施設、産業等の復旧が早急になされることが望まれる。

特に事故災害では、流出油の除去作業、道路施設、鉄道施設の復旧、危険物又はそれらに汚染された物質等の除去等長期間にわたる活動が必要となる。

実際の活動は原因となった事業者等が行うこととなるが、本市は、その際の指導、支援を行う。